

八代市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年10月

(令和7年6月一部改訂)

熊本県八代市

目 次

1 基本的な事項	1
（１）八代市の概況	1
（２）人口及び産業の推移と動向	2
（３）市町村行財政の状況	5
（４）地域の持続的発展の基本方針	7
（５）地域の持続的発展のための基本目標	10
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	11
（７）計画期間	11
（８）公共施設等総合管理計画との整合	11
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
（１）移住・定住の促進	13
（２）地域間交流の促進	13
（３）人材育成	14
3 産業の振興	16
（１）農業	16
（２）林業	17
（３）水産業	18
（４）商業	19
（５）工業	19
（６）情報通信産業	19
（７）観光	20
（８）産業振興促進事項	24
（９）公共施設等総合管理計画等との整合	24
4 地域における情報化	25
（１）情報化の推進	25
（２）公共施設等総合管理計画等との整合	26
5 交通施設の整備、交通手段の確保	27
（１）交通基盤	27
（２）交通手段	28
（３）公共施設等総合管理計画等との整合	37
6 生活環境の整備	38
（１）水道施設	38
（２）生活排水処理施設	38
（３）ごみ処理施設	39

(4) し尿処理施設	39
(5) 消防・防災	40
(6) サービスステーション※対策	40
(7) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	43
(1) 子育て環境の確保	43
(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進	43
(3) 障がい者の保健・福祉の向上及び増進	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
8 医療の確保	45
(1) 医療の確保	45
(2) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
9 教育の振興	47
(1) 学校教育	47
(2) 社会教育	47
(3) スポーツ・レクリエーション	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
10 集落の整備	51
(1) 集落の整備	51
11 地域文化の振興等	53
(1) 地域文化の振興等	53
(2) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
12 再生可能エネルギーの利用の推進	55
(1) 再生可能エネルギーの利用推進	55
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	56
(1) 公用・公共施設の整備	56
(2) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	58

1 基本的な事項

(1) 八代市の概況

[本市の概要]

平成17年8月1日、八代市と八代郡内の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の1市2町3村が合併し、新しい「八代市」が誕生しました。

本市は、熊本市の南約40kmに位置し、市域は東西50km、南北約30kmにわたり、約681km²もの面積を有しています。東は九州山地の脊梁地帯を形成して宮崎県に接し、西は八代海を隔てて天草諸島を臨みます。東の山間地と西の平野部に大別され、全面積の約73%が山間地、約27%が平野部となっています。日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とした沖積平野、及び藩政時代から行われてきた干拓事業により形成された平野です。

山・川・海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、球磨川や氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、い草や米、トマトなど全国有数の農業生産地として、また、製紙や酒造をはじめとした県内有数の工業都市として発展してきました。

交通アクセス面では、昭和55年に九州縦貫自動車道八代インターチェンジ、平成13年には南九州西回り自動車道日奈久インターチェンジが開通し、平成23年3月には九州新幹線が全線開業しました。また、海の玄関口である八代港は、昭和34年に国の重要港湾に選定され、平成11年には韓国・釜山港を結ぶ国際コンテナ定期航路が開設されたことにより、国際貿易が活発に行われています。さらに、平成29年に国際旅客船拠点形成港湾に指定され、令和2年3月に八代港クルーズ拠点であるくまモンポート八代が完成しました。世界最大22万トン級の大型クルーズ船の受け入れも可能となるなど、物流・人流双方の国際拠点として重要な役割を担っています。

[本市における過疎の状況等]

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」では、本市東部の山間地に位置する、旧坂本村、旧東陽村、旧泉村の3つの地域がその対象地域となりました。また、令和2年国勢調査結果に基づき、令和4年4月1日付で旧鏡町が新たに追加され、合計4つの地域（以下「一部過疎地域」という。）が対象地域となっています。

一部過疎地域は本市の約77%の面積を占めていますが、林野率は94%にのぼり、人口は市全体の16%程度、地域内の高齢化率は41.1%（令和2年国勢調査時点）となっています。また、昭和55年の人口と比較してみると、減少率は43.7%となっており、市全体の減少率18.2%と比較しても、一部過疎地域における過疎化の進展は著しく、人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下と、生活の維持が困難な集落の増加が懸念されているところです。

このようなことから、一部過疎地域では昭和45年の過疎地域対策緊急措置法施行以来、各地域において振興方針等に基づき、各種計画を策定し、産業の振興や生活環境の整備の

ほか、交通通信体系の整備などを進めてきました。また、合併後の八代市でも、それぞれの地域の特性に即した施策を計画的に実施し、継続した過疎対策を推進してきたところですが、依然として一部過疎地域の高齢化や人口流出に歯止めをかけるには至っていない状況です。

そのような中、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、田園回帰や情報通信等における革新的技術の活用、さらには、サテライトオフィスをはじめとした過疎地域での新たな雇用の場の創出など、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せています。本市でも、このような過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成や、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に向けた取組を強力に進めていくことが重要となっています。

また、令和2年7月豪雨により、市内でも特に、過疎地域である坂本町での被害が甚大なものとなりました。そのため、被災者の方々が一日も早く生活を再建し、地域で安心して暮らすことができるよう、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流も取り入れながら、創造的復興のまちづくりに全力を挙げて取り組んでいく必要があります。

（２）人口及び産業の推移と動向

〔人口の推移と動向〕

本市の昭和55年以降の人口の推移を見ると、昭和55年の150,389人をピークに減少しており、令和2年には123,067人と、この40年間で18.2%もの人口が減少しています。人口構造については、年少人口（15歳未満）は56.9%の減少、生産年齢人口（15歳～64歳）は35.1%の減少となっていますが、65歳以上の人口比率は、昭和55年には10.7%であったものが、令和2年には34.2%となっており、少子高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

これを一部過疎地域でみると、人口は昭和55年には34,311人でありましたが、令和2年には19,313人と43.7%もの人口が減少しています。年少人口も70.0%、生産年齢人口についても59.4%もの人口が減少している一方で、65歳以上の人口比率は41.1%と少子高齢化の進展がより顕著に表れており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

人口減少が続く中、世帯数は増加傾向にあり、市内における核家族化も年々進んでいることから、少子高齢化と核家族化の進展、さらには未婚化・晩婚化といったライフスタイルの変容等も相まって、高齢者の単独世帯の増加が懸念されるところです。

今後の人口についても、平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、令和27年には市全体の人口が91,978人になることが予想されており、少子高齢化の一層の進展による年少・生産年齢人口比率の減少と、老年人口の増加が拡大していくことが予測されています。

表 1－1（１） 人口の推移（国勢調査）

（市全体）

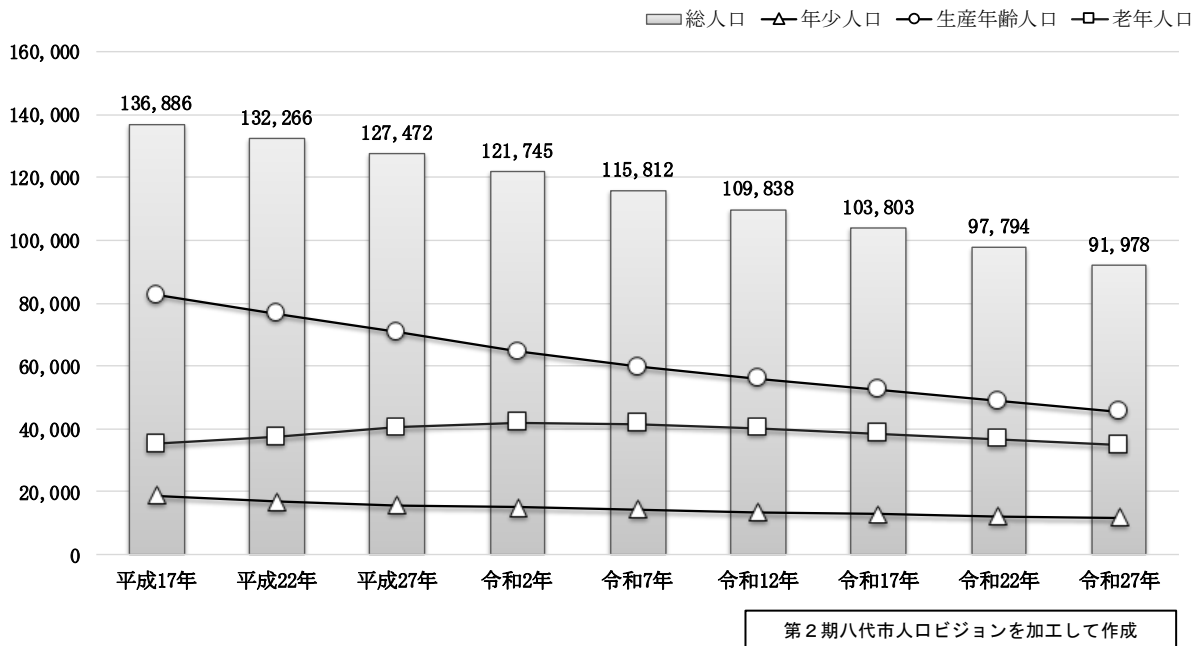
区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 150,389	人 145,959	% △ 2.9	人 136,886	% △ 6.2	人 127,472	% △ 6.9	人 123,067	% △ 3.5
0歳～14歳	34,065	28,131	△ 17.4	18,876	△ 32.9	15,775	△ 16.4	14,679	△ 6.9
15歳～64歳	100,211	95,834	△ 4.4	82,622	△ 13.8	70,779	△ 14.3	65,046	△ 8.1
うち15歳～29歳（a）	31,118	24,832	△ 20.2	20,629	△ 16.9	16,515	△ 19.9	14,951	△ 9.5
65歳以上（b）	16,101	21,870	35.8	35,137	60.7	40,424	15.0	42,131	4.2
（a）/総数 若年者比率	% 20.7	% 17.0	-	% 15.1	-	% 13.0	-	% 12.1	-
（b）/総数 高齢者比率	10.7	15.0	-	25.7	-	31.7	-	34.2	-

（一部過疎地域）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 34,311	人 30,731	% △ 10.4	人 26,014	% △ 15.3	人 22,219	% △ 14.6	人 19,313	% △ 13.1
0歳～14歳	6,807	5,263	△ 22.7	3,100	△ 41.1	2,393	△ 22.8	2,045	△ 14.5
15歳～64歳	22,756	19,614	△ 13.8	14,479	△ 26.2	11,344	△ 21.7	9,249	△ 18.5
うち15歳～29歳（a）	6,783	4,685	△ 30.9	3,418	△ 27.0	2,324	△ 32.0	1,816	△ 21.9
65歳以上（b）	4,748	5,853	23.3	8,434	44.1	8,435	0.0	7,934	△ 5.9
（a）/総数 若年者比率	19.8	% 15.2	-	% 13.1	-	% 10.5	-	% 9.4	-
（b）/総数 高齢者比率	13.8	19.0	-	32.4	-	38.0	-	41.1	-

表 1－1（２）人口の見通し

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総 数	人 136,886	人 132,266	人 127,472	人 121,745	人 115,812	人 109,838	人 103,803	人 97,794	人 91,978
（構成比）	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
年少人口	18,876	16,842	15,775	15,157	14,449	13,590	12,855	12,287	11,687
（構成比）	(13.8%)	(12.7%)	(12.4%)	(12.5%)	(12.5%)	(12.4%)	(12.4%)	(12.6%)	(12.7%)
生産年齢人口	82,622	76,585	70,779	64,620	59,755	55,930	52,482	48,772	45,587
（構成比）	(60.4%)	(57.9%)	(55.5%)	(53.1%)	(51.6%)	(50.9%)	(50.6%)	(49.9%)	(49.6%)
老年人口	35,137	37,378	40,424	41,968	41,608	40,318	38,466	36,735	34,704
（構成比）	(25.7%)	(28.3%)	(31.7%)	(34.5%)	(35.9%)	(36.7%)	(37.1%)	(37.6%)	(37.7%)



[産業の推移と動向]

本市の産業構造を産業別就業者比率でみると、第一次産業の就業人口比率は減少基調で推移しており、第二次産業の就業人口比率は平成2年までは増加傾向にあったものの、その後、減少傾向に転じています。その一方で、第三次産業の就業人口比率の伸びは著しいものがあり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。また、就業者数については、人口減少と共に減少傾向で、令和2年の全就業者数は56,898人となっており、15年前の平成17年からの減少率は12.5%となっています。

一部過疎地域においても、産業別就業人口の推移については概ね市全体の傾向と一致していますが、就業者数の減少率は特に大きく、令和2年の全就業者数が9,136人で、平成17年からは25.5%の減少と、市全体の約2倍の減少率となっています。

このようなことから、一部過疎地域においては人口減少に伴う若年層の流出や担い手不足等が深刻な状況となっており、それらを起因とした地域コミュニティや集落の維持、生活関連サービスの維持・確保等が大きな課題となっています。

表1-1(3) 産業別人口の動向

(市全体)

※分類不能者含む (第一次～第三次比率合計≠100%) 第三次比率合計≠100%

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 72,252	人 70,569	% △ 2.3	人 65,043	% △ 7.8	人 59,562	% △ 8.4	人 56,898	% △ 4.5
第一次産業 就業人口比率	% 23.1	% 20.9	—	% 14.5	—	% 14.2	—	% 13.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.4	% 26.7	—	% 24.7	—	% 22.0	—	% 21.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 50.4	% 52.4	—	% 60.2	—	% 63.7	—	% 64.1	—

(一部過疎地域)

区 分	昭和55年	平成 2 年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 17,237	人 15,441	% △ 10.4	人 12,256	% △ 20.6	人 10,410	% △ 15.1	人 9,136	% △ 12.2
第一次産業 就業人口比率	% 37.0	% 31.6	—	% 23.1	—	% 22.8	—	% 24.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.9	% 28.9	—	% 25.8	—	% 22.0	—	% 21.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 38.1	% 39.4	—	% 50.8	—	% 54.3	—	% 53.5	—

(3) 市町村行財政の状況

[行政の状況]

近年の急速な少子高齢化の進展や、社会経済情勢の変化、I C Tの高度化などに伴って、行政に対する住民のニーズは多岐にわたり、行政需要も増大しています。さらに、令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興や、新型コロナウイルス感染症の影響による人々の行動様式や価値観の変容といった、喫緊の課題への対応も求められているところです。

このような状況の中、将来にわたって持続可能な行政運営と質の高い市民サービスの提供を行っていくためには、S D G s や Society5.0 の推進といった新たな時代の潮流への対応も行いながら、事務の効率化や民間活力の活用、市民協働の推進といった行政改革の取組を絶え間なく実践していかなければなりません。本市では、これまで三次にわたる行財政改革大綱を策定し、民間委託の推進や職員定員の適正化、事務事業の見直しなどに取り組み、その成果を挙げてきました。今後も複雑・高度化する行政需要を的確に把握し、着実な対応を行っていくことができるよう、引き続き、第三次行財政改革大綱（計画期間：平成 3 0 年度～令和 7 年度）に基づき、効率的な行政運営に努めていく必要があります。

[財政の状況]

法人市民税の減収や、市町村合併に伴う普通交付税の算定替え終了等により一般財源の確保が厳しくなる中、新型コロナウイルス感染症や令和 2 年 7 月豪雨の影響により、令和 2 年度は多額の補正予算を編成することになりました。その結果、基金と市債を大きく活用せざるを得ない状況となり、今後については、これまで以上に厳しい財政運営となることが予想されます。

しかしながら、喫緊の課題である坂本町の復旧・復興と新型コロナウイルス感染症拡大への対応をはじめ、防災・減災対策などについては、計画的かつ着実に推進していく必要があります。それらの財源確保のためにも、第三次八代市行財政改革大綱に基づく行財政改革等を実行し、予期せぬ自然災害等にも対応可能な弾力性のある財政構造を確立して、持続可能な財政運営を行っていくことが重要となっています。

〔施設整備等の状況〕

これまでの過疎対策事業により、重要な生活基盤である道路や上下水道などの基礎的なインフラ整備を推進した結果、一部過疎地域における整備状況については一定の進捗がみられるものの、地域によっては地理的な状況や度重なる災害等の影響により、未整備となっている施設も数多く残っています。そのため、今後も公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）との整合を図りながら、計画的な整備を進め、市民の生活水準の維持・向上と、安全・安心で快適な生活を確保していく必要があります。

表 1－2（１）市町村財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳 入 総 額 A	55,507,349	62,190,620	83,462,483
一般財源	33,283,499	35,122,018	35,218,141
国庫支出金	8,653,448	9,598,543	26,506,146
都道府県支出金	3,921,108	4,967,993	6,367,943
地方債	5,217,200	6,581,300	10,223,900
うち過疎対策事業債	383,900	238,000	162,200
その他	4,432,094	5,920,766	5,146,353
歳 出 総 額 B	53,708,289	60,655,121	81,893,421
義務的経費	26,889,898	29,639,094	31,584,775
投資的経費	8,399,005	8,691,668	12,667,153
うち普通建設事業	8,276,232	8,197,126	7,353,584
その他	18,419,386	22,324,359	37,641,493
※Bのうち 過疎対策事業費	770,761	471,504	271,363
歳入歳出差引額 C（A－B）	1,799,060	1,535,499	1,569,062
翌年度へ繰越すべき財源 D	501,191	89,480	272,765
実質収支 C－D	1,297,869	1,446,019	1,296,297
財政力指数	0.49	0.48	0.51
公債費負担比率（％）	17.4	16.4	15.2
実質公債費比率（％）	16.0	11.9	9.4
起債制限比率（％）	－	－	－
経常収支比率（％）	85.6	89.1	95.0
将来負担比率（％）	115.1	64.4	94.7
地方債現在高	64,870,616	62,033,367	75,515,120

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況（市全体）

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道改良率（％）	24.0	39.9	46.1	49.0	50.6
市町村道舗装率（％）	51.6	80.8	85.2	86.6	88.5
農道延長（m）	220,184	158,807	154,694	152,962	150,483
耕地1ha当たり農道延長（m）	24.1	17.7	18.1	18.3	18.4
林道延長（m）	232,466	358,472	462,621	271,618	266,780
林野1ha当たり林道延長（m）	24.5	38.7	46.4	18.9	15.8
水道普及率（％）	43.1	45.3	48.1	50.4	51.3
水洗化率（％）	23.0	49.1	76.4	80.7	85.1
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	0.4	0.7	0.7	0.7	0.0

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市では、これまで築き上げてきたまちづくりを基本に、さらに魅力ある都市として飛躍するため、「第２次八代市総合計画（計画期間：平成３０年度～令和７年度。以下「総合計画」という。）」に掲げる将来像「しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市“やつしろ”」の実現に向け、これまで様々な施策を展開してきました。

また、令和３年３月には、本市が直面している人口減少及び少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたり発展し、活力あふれるまちを実現するため、「第２期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和３年度～令和６年度。以下「総合戦略」という。）」を策定し、多様な市民がニーズに合ったサービスを選択でき、一人ひとりの幸福に資する「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進め、本市の強みや特色を生かした地方創生に取り組んでいるところです。

一部過疎地域においては、昭和４５年に施行された過疎地域対策緊急措置法以降、４次にわたって制定された特別措置法により、総合的な過疎対策事業に取り組み、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、過疎地域は経済的基盤が脆弱な上に、著しい人口減少と高齢化の進展、加えて昨年７月に発生した豪雨災害の影響等により、将来の維持が危ぶまれる集落の発生等、地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたし、生活水準及び生産機能の維持が困難な状況となるなど、極めて深刻な事態となっています。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、国土の保全や都市地域への食糧等の供給といった多面的・公益的機能を有しています。近年では、農地や森林が有する公益的機能の維持増進を図ることを目的とした新たな法律が制定されており、過疎地域

の役割や価値の重要性についての認識も高まりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大も相まって、過疎地域への移住者の増加や、情報通信技術を利用した新しい働き方も普及してきており、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せてつつあります。

このような社会変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、一部過疎地域の自立に向けた持続的発展のため、その実現に向けた施策を以下に掲げる総合計画及び総合戦略の基本目標等に準じ、県や近隣市町村との連携を図りながら、総合的かつ計画的に展開していきます。

また、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた坂本町の復旧・復興を進めていくため、「八代市坂本町復興計画（計画期間：令和2年度～概ね10か年）」及び「八代市坂本町復興まちづくり計画（計画期間：令和3年度～概ね5か年）」を策定しました。この復興計画では、生活の再建に向けて被災した住民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、被災した住民とともに、災害からの復旧はもとより、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた創造的復興を進めていくこととしています。この復興計画と連動し、災害からの復旧・復興を着実に進めるとともに、持続可能なコミュニティの形成や、地域資源を活用した地域力の向上に力強く取り組みます。

〔総合計画〕

・基本目標① 誰もがいきいきと暮らせるまち

誰もがお互いの人権を尊重し認め合うとともに、人権問題に関する教育・啓発活動に取り組み、いきいきと暮らすことのできるまちづくりを進めます。

また、子育て支援の充実により、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。それとともに、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で、お互いが支え合い、健やかに充実して暮らせるまちづくりを進めます。

・基本目標② 郷土を担い学びあう人を育むまち

一人一人の個性を活かしながら、「生きる力」を身につけた未来を担う子どもを育てるため、教育の充実と次世代の健全育成を進めます。

また、スポーツに親しめる環境づくりや、ライフステージに応じて学べる生涯学習のしくみをつくり、活気に満ちあふれたまちをつくります。

さらに、すばらしい郷土の文化と特色ある伝統に親しみ、それらを磨きあげながら後世に引き継ぎ、誰もが郷土に誇りと愛着を持つまちづくりを進めます。

・基本目標③ 安全・安心・快適に暮らせるまち

災害に強いまちづくりを進めるとともに、暮らしを支える社会基盤を引き続き整備します。また、地域の特性を活かした防犯体制の充実に努めます。

都市機能の安全性や利便性を高め、誰もが安全で安心して快適に住み続けられるまちづくりを進めます。

交通については、本市のそれぞれの地域拠点を連携させた、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。

・基本目標④ 地域資源を活かし発展するまち

フードバレーやつしろ基本戦略構想の推進による、稼げる農林水産業の実現を目指します。それとともに、地域経済を支える地域産業の再生・発展による雇用の創出を図り、魅力に満ちたまちづくりを進めます。

また、多様な地域資源を活かした観光・商業の振興によるにぎわいの創出を図り、さらなる発展が期待される八代港や文化・スポーツを活かしたまちづくりを進めます。

・基本目標⑤ 人と自然が調和するまち

市民や事業者、行政それぞれが環境に配慮した行動を実践できるよう、高い環境意識を持った人づくりの取組を進めます。

また、本市の豊かな自然が育む、きれいな水など、誰もが自然のめぐみを受けて生活する喜びを実感できる、自然と共生するまちづくりを進めます。それとともに、環境への負荷が少ない持続可能なまちづくりを進めます。

[総合戦略]

・基本戦略Ⅰ 住みたいまち

本市の人口動態は、外国人労働者の転入超過により社会増となつてはいるものの、人手不足の状況の中で、多くの若者が進学や就職の機会を捉え市外へ流出しています。活気あふれる地域をつくるためには、若者等の定着・移住を促進するとともに、関係人口の創出など人口減少時代に対応した持続可能なまちづくりを推進する必要があります。

そのため、災害に強く安心してらせるまちづくりを行うほか、自治体のスマート化を推進するとともに、地域資源を活かした多様な交流を実現します。

・基本戦略Ⅱ 働きたいまち

若者を中心に、多様な世代にとって、キャリアアップにつながる学びややりがいのある魅力的な雇用機会を創出することに加え、地域企業の強み等を活かした成長を支援し、挑戦する人と企業を応援するまちづくりを推進します。

また、日本一のトマトの生産量を誇るなど本市の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性向上への支援、南九州のゲートウェイである八代港の利用促進等を通じて、地域の稼ぐ力を高めます。

・基本戦略Ⅲ 育てたいまち

妊娠・出産・子育てのそれぞれの段階に応じた支援を切れ目なく展開することで、子育て世代の経済的・精神的負担を軽減するとともに、1人1台のタブレットPC等を最大限活用し、次世代を担う子供の生きる力を育成する学校教育を充実させることで、育てたいまちを目指します。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

本計画に基づく一部過疎地域の持続的発展を推進していくため、その基本となる目標について、以下のとおり設定します。

基本目標（市全体の目標）	現状値	目標値
令和７年度の人口	115,812 人 (社人研推計値)	120,000 人 (うち、過疎地域の人口 18,800 人)
人口社会増減率	△0.26% (R 1)	△0.20% (R 7)
本市に今後も住み続けたいと思う市民の割合	76.8% (R 1)	80.6% (R 7)

また、SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された、人類及び地球の持続可能な開発のために2030（令和12）年までに達成すべき課題とその具体的な目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、次世代に安心して渡せる「経済」や「環境」、「社会」に地球レベルで変えていくこととされています。

本市では、2022（令和4）年5月、内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。本市の豊富な農産物による「食」をテーマとした、「自治体SDGsモデル事業」にも選定され、2030（令和12）年のあるべき姿である「新たなつながりの創出で、持続可能な人と企業に選ばれるまち」に向け、SDGsの取組を推進することとしています。

また、SDGsの理念は、過疎対策の理論的基礎になり得るもので、親和性が高いことから、本計画において、各事業がSDGsの様々な目標に結びついていることを下図の17の目標のアイコンを使って視覚的に分かりやすく示し、全体としてすべての目標につながっていることを確認できるようにします。



（６）計画の達成状況の評価に関する事項

（５）に示す本計画の基本目標については、毎年度、市民アンケートによる評価を行いながら、現状値の把握を行います。また、計画期間終了後は、最終的な達成状況について総括するとともに、市ホームページ等による公表を行います。

（７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５か年とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本市は、平成１７年８月の１市２町３村による合併により、多くの公共施設等を保有することとなりました。そのうち、約７割が建築後３０年を経過していることから、近い将来、大規模改修や更新の時期を一斉に迎えることとなりますが、税収の減少と扶助費の増加等により、公共施設等の維持や更新等に必要な財源の確保は、より一層困難なものとなっています。

こうした課題に対応するため、平成２９年３月に「八代市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の新たな整備を抑制するとともに、既存施設については、機能の必要性を考慮した上で施設の方向性の検討・見直しを行っています。また、計画的な予防保全等の実施による長寿命化を検討し、併せて効率的な管理運営に努めることとしています。

本計画においても、「八代市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、同計画に定める以下の基本方針に沿って、今後の過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

〔八代市公共施設等総合管理計画（基本方針）〕

・方針１ 公共施設の適正配置と施設総量の縮減

①公共施設（建築物）の新規整備の抑制

新規整備に関しては、老朽施設の建替えを安易に実施することなく、市民の新たなニーズや行政サービス体制の変化を考慮した上で、既存施設の複合化や転用、民間施設の利用等、新規整備に頼らない対応を検討し、新たな施設の取得・建設は原則として行いません。また、さまざまな検討の結果、新規整備となった場合にもニーズや市場性を考慮した規模・機能を持った施設とし、機能が重複する施設の整備は行わないようにします。

既に建設が決定している施設に関しては、それぞれの建設計画に基づき建設を進めますが、完成後の維持管理については、効率的な維持管理とファシリティマネジメントの概念を導入した新たな管理手法を検討し、維持管理費の最適化に努めます。

②既存施設の見直し（複合化、縮減）

利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを地域性や機能性等を考慮した上で、施設機能の移転や施

設の統廃合を含めた施設保有のあり方など、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点に基づいて施設の統廃合や複合化の可能性を検討します。その結果、未利用となった施設については、民間への払下・貸付や解体撤去を積極的に行います。

なお、借地上に整備されている施設については、他施設への統廃合や複合化を進めます。

・方針２ 公共施設の計画的な予防保全等の実施による長寿命化

ニーズの高い施設等については、長寿命化を図ることでより長く利用できるようにします。長寿命化を図るにあたり、今後のニーズの予想や市場性の調査等、長寿命化を実施するに適當かどうかを検討します。さらに工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位づけを行い検討します。

・方針３ 公共施設等の効率的な管理運営

①維持管理コストの最適化

維持管理コストに関しては、ファシリティマネジメントの概念を導入し、効率的な維持管理に努めます。インフラ施設に関しても、今までどおりの管理手法に頼ることなく新技術の導入やファシリティマネジメントによる管理手法等新たな管理手法を検討していきます。

②民間活力の積極的な活用

資産経営の推進にあたり、官民連携（PPP Public Private Partnership）の考え方を取り入れ、民間活力を導入していくことは、市公共施設の運営維持において有効となる場合があります。今後は、民間活力導入の可能性について民間との意見交換や情報交換を行うサウンディング調査、PFI法に基づく民間提案制度等、民間事業者からの発案を受け入れる工夫をしながら、この取り組みを強化し、地域経済や雇用を意識しつつ「民でできることは民で」を基本に民間活力の導入を拡大していくことを進めていきます。

今後、その他の未利用市有財産の市場価値についても調査を進め、民間利活用を促進し財政負担の軽減に留まらず、地域の活性化や雇用の創出等様々な効果を目指します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住の促進

[現況と問題点]

人口減少や少子高齢化等が進展する本市においては、人口の低密度化や生産年齢人口の大幅な減少がもたらす様々な課題に直面しています。特に一部過疎地域においては、日常生活支援機能の低下といった住民生活に関わる課題が生じているところです。

このようなことから、地域力の維持・強化を図るためには、これまで以上に移住・定住施策を展開し、地域づくりの担い手不足を解消するとともに、地域外の人材の力を地域に取り込んでいくことが重要になっています。

[その対策]

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、人の流れが変わり地方移住が増加するなど、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せていることから、この流れを的確に捉えながら、過疎地域が有する課題の解決と地域の活性化を図っていくための時機に応じた施策を展開することが必要です。そのために、移住定住に関する施策の充実を図るとともに、本市の特色や施策等をより分かりやすく情報発信するためガイドブック等の作成を行い、市ホームページや SNS 等を活用した PR、さらには、オンラインを含めた移住相談会に積極的に参加していきます。

さらに、令和3年3月に、本市と生活圏を共にする、氷川町及び芦北町との間で、第2期となる「定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。今後は、このビジョンに基づき、互いの地域特性を活かした役割分担を行いながら、住民が安心して豊かな暮らしを続けられるよう圏域全体の活性化を目指し、生活機能や地域ネットワーク、圏域マネジメント能力の強化を図り、圏域全体での移住定住促進に関する取組を展開していきます。

加えて、令和2年6月に新設された特定地域づくり事業協同組合制度についても導入に向けた検討を進め、必要に応じて近隣市町村との一体的な取組を進めていきます。

(2) 地域間交流の促進

[現況と問題点]

近年、人々の感覚は、自然や環境に対する意識の高まりから、価値観も「もの」から「こころ」を重視するようになり、生活環境にゆとりや潤い、快適さを求める声が高まっています。また、余暇時間の増大に伴い、レクリエーション形態は、従来の周遊型の「見る」観光から、「交流・体験」する滞在型のものへと変化しており、農山村の緑豊かな自然の中で余暇を楽しむ動きが増えてきました。

地域間交流の活発化は、自らの地域が持つ風土や歴史に培われた独自性を再認識し、地域のアイデンティティを涵養するとともに、交流による新しい刺激によって、地域社会の活発化や新たな発想、想像が生み出されるものです。

今後も本市の有する自然や歴史、文化を前面に出しながら、市内の平野部をはじめとするさまざまな地域との交流を深めていく必要があります。また、輸送や通信手段の発達により、人・モノ・情報などの交流が増大し、国際的な関係も高まりを見せています。

本市でも、海外との友好都市締結などを活用しながら、スポーツ交流や文化交流などの一層の活発化を図っていくことも必要です。

[その対策]

新しい生活様式の実践に配慮しながら、各地域の特色を活かした各種ツーリズムの推進や既存のまつり・イベント等の一層の充実を図るとともに、イベント等の目的意識を明確にし、行政による支援のもと、住民主体による交流活動の展開と地域の魅力増進を図ります。また、本市ホームページや定住自立圏内各市町の広報媒体等を通して、各種イベント等の記事を相互掲載するなど、交流人口の拡大と一部過疎地域の魅力発信にも努めていきます。

(3) 人材育成

[現況と問題点]

人口減少や少子高齢化が急速に進展する過疎地域においては、集落機能の低下と生活の維持が困難な集落の増加が懸念されており、こういった地域の課題解決に取り組む担い手（人材）の確保と人材育成が大きな課題となっています。

このため、産業振興や条件不利性の克服などの様々な取組に際し、地域住民や関係人口の参画を促すこと、とりわけリーダーとなる人材を含め、地域住民等の人材を育成していくことが必要です。

[その対策]

集落支援員や地域おこし協力隊制度等を活用し、地域外の人材を積極的に誘致・活用しながら、集落のきめ細やかな状況把握や、地域住民の生活支援などの地域協力活動を推進し、過疎地域の活性化を図っていきます。これにより、集落支援員や地域おこし協力隊員はもとより、地域住民等の地域課題解決に向けた意識の醸成を促し、持続可能な地域づくりに資する多様な人材の育成につなげていきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 [移住・定住]	定住促進対策事業 人口減少を抑制するため、移住相談会を通した情報発信等に取り組み、本市への移住定住を促進する。	八代市
		特定地域づくり事業協同組合事業 人口の急減に対処するため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた支援を行い、移住定住の促進と地域経済の活性化を図る。	八代市
		集落支援事業 地域住民と行政の協働を図るため、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。	八代市

		地域おこし協力隊事業 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。	八代市
--	--	---	-----

3 産業の振興

(1) 農業

[現況と問題点]

一部過疎地域の大部分を占める山間地においては、水稻をはじめ、茶や果樹、生姜等の栽培が行われていますが、耕地面積は狭く、経営規模も零細で労働生産性が低い状態にあります。

このような現状から、担い手の減少や耕作放棄地の増加等による農地の多面的機能の低下を防ぐため、当該地域では、これまで旧過疎法を活用しながら各種事業を展開してきました。また、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生に歯止めをかけ、多面的機能の確保に努めてきましたが、中山間地域では担い手の高齢化が著しく、現状のままでは農業生産の維持が困難になります。

一方、平野部は干拓事業により造成された県内有数の農業地帯で、水稻やい草をはじめ、トマト、メロン等の施設園芸や露地野菜等の栽培が行われており、各種補助事業による基盤整備を推進してきました。

また、多面的機能支払制度を活用して、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮と農地・水路・農道等の維持管理や長寿命化に取り組んできましたが、高齢化、少子化、混住化等に伴う農村の集落機能の低下により、その継続に支障が生じつつあります。

さらに近年、カモ類等の渡り鳥によるブロッコリーやキャベツ等の露地野菜への食害をはじめとした鳥獣被害が増加しており、鳥獣被害の発生は、生産者の所得減少や営農意欲の減退等、深刻な影響を及ぼしています。

そのため、一部過疎地域における農地については、有効利用を図る観点からも、引き続き、農道や排水施設等の農業生産基盤整備を推進するとともに、スマート農業技術などの導入により、作業の負担軽減や効率化を図りながら、優良農地を保全していく必要があります。

[その対策]

農産物を供給する農業生産活動はもちろんのこと、それ以外の多面的機能である国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成などが重要であることを改めて認識し、その役割を持続するように努めます。

また、農地や農業用水、その他の農業資源及び担い手の確保により、地域の特性に応じた望ましい農業構造を確立し、農業の生産活動の発展を推進します。

特に、地域の自立に向けた持続的発展のため、次の事項を重点的に取り組みます。

ア) 農業生産に必要な農地の確保とその有効利用を図るため、地域の特性を活かしつつ、農業用排水施設の機能の維持・更新など農業生産基盤の整備を効率的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手への農地の利用集積を促進します。

イ) 担い手の確保を図るために、地域の担い手の経営改善計画策定に向けた啓発活動や、認定農業者等に対する具体的な支援活動を推進します。

ウ) スマート農業やデジタル技術を活用して効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の

育成に努め、さらに、地域住民はもとより、U・J・I ターン希望者らの農業への理解と関心を深めるように努め、魅力ある就農条件の整備を促進し、農業後継者対策に取り組めます。

エ) 地域の条件を活かした適地適作の原点にかえり、耕作放棄地や休耕地を利用しながら、量より品質を重視して農産物の生産を拡大します。

オ) 消費者ニーズの把握に努め、安心安全な農林水産物づくりと地産地消、及び定住自立圏共生ビジョン等に基づいた圏域内における販路拡大を推進し、効率的な生産流通体制の確立を図ります。また、フードバレーやつしろ基本戦略構想の推進により、地域の農産物を活かした付加価値の高い加工品づくりやその流通・販売に取り組む6次産業化を支援します。

カ) 農業及び農村に対する理解と関心を深めるため、体験農園等のグリーンツーリズム等を実施し、都市部と過疎地域の交流や移住を推進します。

キ) 鳥獣被害については、県や関係機関と連携しながら効果的な被害防止対策を確立するとともに、生産者への被害防止の取組を支援し、農業経営の安定化を図ります。

(2) 林業

[現況と問題点]

森林は、建築材などの生産資源としての活用をはじめ、国土保全や水源の涵養、動植物の生息環境及び大気の浄化機能など、我々の快適な環境を形成する環境資源としても貴重な財産となっています。

近年は、森林資源が伐採に適した時期を迎え、伐採量は増加傾向にありますが、生産基盤の未整備、林業従事者の減少や高齢化などによる労働力不足から、伐採や間伐、造林等の森林の管理が停滞しています。さらに、シカによる食害や剥皮被害など、有害鳥獣被害も拡散・拡大しています。

このような状況の中で、林業振興を図るため、林道や作業道などの生産基盤の整備や担い手の育成など、各種施策を積極的に推進する必要があります。

[その対策]

林道や作業道及び高性能林業機械の導入等の生産基盤の整備、効率的な生産、加工、流通に至る基盤の一体的な整備、担い手の育成に努めます。

また、森林の水源涵養機能や自然環境保全機能などの公益的機能を十分に発揮させるとともに、持続可能な森林利用を図ります。

特に、地域の自立に向けた持続的発展のため、次の事項を重点的に取り組めます。

ア) 森林の適正な管理や効率的な林業を推進するため、令和2年7月豪雨により被災した林道や山腹崩壊地の早期復旧に努め、経営・管理が行われていない人工林については、森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を推進します。また、生産性の向上や作業の効率化、及び安全性確保のため、ドローンの活用や、携帯電話圏外地域における通信網の整備等、最新技術を用いたスマート林業を推進します。

- イ) 担い手の技術向上や経営意欲の醸成を図るとともに、林業への新規就労促進を図るため、U・J・I ターン希望者に林業への理解と関心を深めてもらえるように努め、後継者間の交流や林業への担い手育成・確保を図ります。
- ウ) 木材の生産については、森林組合等の受委託生産を促進し、生産性の向上を図ります。また、間伐材等の高付加価値化、用途に応じた製品化を進め、流通の合理化を図るとともに、公共建築物等これまで非木造が一般的であった建築物の木造化による木材の需要創出を積極的に推進します。さらに、未利用材についても森林資源の有効活用を図るため、木質バイオマス利用などへの取組を推進します。
- エ) 他産業との連携を図りながら、自然の魅力を活用し、学習の場やレクリエーションエリアとして整備を推進します。
- オ) シカをはじめとする有害鳥獣から森林を守るため、被害防止対策のほか、ICTを用いた効率的な有害鳥獣捕獲を推進します。また、捕獲した鳥獣の有効活用を図るため、処理加工施設の計画的な整備や精肉・加工された製品の販売確保・拡大に取り組めます。

(3) 水産業

[現況と問題点]

一部過疎地域における水産業は、近年、漁場環境の悪化により水産資源が減少し、漁業経営は厳しい状況にあります。

内水面漁業では、ダム及び生活排水の影響等を起因とする河川環境の変化により、魚類の自然遡上や自然繁殖が減少しています。また、漁業従事者の高齢化に伴い水揚げ量も減少しており、漁業収入のみでは生計を営むことができない状況です。

そのような中、当該地域内では、荒瀬ダムの撤去に伴う河川環境の変化と令和2年7月豪雨による河床状況の変化を考慮しつつ、漁協が行う稚魚の継続的な放流を支援し、漁業従事者の所得向上を図る必要があります。

また、海面漁業では、海域環境の変化を含む複合的な要因によりアサリ等の漁獲量が激減していることから、早急に水産資源の回復を図る必要があります。加えて市管理漁港の中には整備後60年以上が経過し、老朽化が進行している施設があることから、機能保全を図る必要があります。

[その対策]

漁場の環境悪化への対応策として、漁業従事者による漁場の清掃活動を支援し、漁場環境の保全に努めます。

併せて、内水面漁協と連携してアユ・ヤマメ等の放流に努めます。特に、ヤマメについては本市のやまめ中間育成施設を活用し、継続的な種苗放流を行い、溪流釣り客を中心に観光客の増加を目指すとともに、漁業の安定化を図ります。

また、海面漁業については、漁場環境・生態系保全を目的とした水産多面的機能発揮対策事業に取り組む活動組織を支援し、平成20年をピークに著しく漁獲量が減少しているアサリ等の水産資源の早期回復に努めます。

併せて老朽化が進む市管理漁港については、計画的に補修工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(4) 商業

[現況と問題点]

一部過疎地域では兼業化した小規模な商店が点在している状況であり、限定客による習慣購買で消費人口も限られています。また、商店数は、郊外への大型店の進出の影響や過疎地域における人口減少、消費者ニーズの高度化・多様化とともに、経営者の高齢化や後継者不足も進展していることから、年々減少傾向にあります。

その一方で、コロナ禍によって地方での生活や働き方も見直されており、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流も広がりを見せていることから、今後はリモートワークや多拠点居住等に対応できる環境の整備を進めていく必要があります。さらに、令和2年7月豪雨により、坂本地域においては多くの事業者が被災し、営業を継続することができない状況となったことから、早急な再建支援が求められます。

[その対策]

住民と密接な関係を保っている地元商店の利点を活かしながら、商工会や地域の産業と連携し、地域の人々が集いやすい魅力のある店舗づくりを支援します。

また、リモートワークや多拠点居住者等を受け入れていくための環境整備として、ワーケーションやサテライトオフィスに利用できる施設の整備に努めます。

そのほか、被災事業者に対し、災害復旧等に向けた補助制度や金融支援制度等を周知するとともに、道の駅坂本等の整備や、隣接する仮設商店街（さかもと復興商店街）などを活用し、被災事業者が早期に本格的な事業再開ができるよう支援に努めます。

(5) 工業

[現況と問題点]

雇用の場の拡充を目的に、これまで一部過疎地域での企業誘致を積極的に行ってきましたが、山間部という地理的条件から平坦地が少なく、工場用地の確保が容易ではないことから、新規に進出する事業所等は極めて少ない状況にあります。また、現在、建設関係企業やその他の零細企業はあるものの、市中心部への企業の進出の増加に伴い、地域外への若年層の人口が流出し、労働力不足が生じている状況にあります。

[その対策]

一部過疎地域の環境・立地条件に適応する企業の誘致や、農林水産物の生産拠点でもある一部過疎地域の潜在的可能性を活かせる食品関連産業等の集積を図ります。また、定住自立圏内において、誘致した企業と連携して地域課題の解決に取り組み、産業の活性化等につなげるとともに、農商工連携や6次産業化も視野に、企業への異業種交流などを支援し、産業間の連携を図りながら魅力ある企業づくりを促進します。

(6) 情報通信産業

[現況と問題点]

一部過疎地域では、これまで情報通信産業が進出するための情報通信基盤の整備が芳しくなく、当該地域内における情報通信産業事業者の進出等がほとんど見られない状況

となっていました。そのため、本市では地域間の情報通信格差を解消するため、令和元年度から光ブロードバンド整備事業に着手し、市内全域での超高速インターネットサービスの提供に向けた整備を進めているところです。

これにより、一部過疎地域においても情報通信基盤が整いつつあることから、今後は地域産業の高度化や多様化、及び情報通信産業の振興を図るため、ＩＴ関連企業の立地促進や、それらを担う人材の確保等を進めていく必要があります。

[その対策]

Society5.0時代を迎え、今後の企業活動においても、光ブロードバンドをはじめとしたＩＣＴ環境は必須のインフラとなっています。また、ＩＣＴの導入・利活用により、雇用や生活の質及び生産性の向上が期待されることから、引き続き、情報通信基盤の整備を推進していくとともに、中心市街地を核としたＩＴ関連企業の集積を図り、過疎地域をテレワークの場としての活用につなげるなど、本市におけるＩＣＴ産業の可能性を探りながら、情報通信産業の振興を推進していきます。さらに、地域の人材不足に対しては、プログラミングスクール等を活用した人材の育成に取り組んでいきます。

(7) 観光

[現況と問題点]

一部過疎地域においては、坂本温泉センター球麗温（クレオン）や東陽交流センターせせらぎなどの温泉施設のほか、八竜天文台や石匠館、緒方家等古民家、日本遺産に認定された「八代を創造（たがや）した石工たちの軌跡」のストーリーでも語られる、樋門群や石橋、棚田などの豊富な観光資源があります。また、九州中央山地国定公園や五木・五家荘県立自然公園等の豊かな自然を擁し、市内外から多くの観光客を引きつける魅力があります。

近年の観光は、「見る」観光から、「体験」や「交流」に基軸を置いた新たな観光資源の開発が不可欠となっています。また、人口減少や少子高齢化が進展する中において、「観光」は宿泊・飲食・観光施設や交通機関のみならず、農林水産業やサービス産業等幅広い分野に関わる総合産業であり、交流や雇用を創出する「地方創生」の推進力として期待されるものです。

このような状況の中で、各地域の魅力を磨き上げ、個性的で多様な地域資源を活かした体験型・滞在型の観光を推進するとともに、観光客受け入れのための観光ガイド組織の育成支援や、地域内回遊のための交通アクセスの充実を推進する必要があります。

また、同時にインターネットやアンテナショップの展開による魅力発信などの誘客宣伝活動を推進する必要もあります。

[その対策]

一部過疎地域が有する観光資源を開発・保護・活用し、本市のイメージにふさわしい魅力ある観光地づくりや、時代に対応した観光地づくりを推進します。また、体験型・滞在型の観光の開発、農村・森林等を活用した各種ツーリズムや地域の特色を活かした

イベントづくり、PR活動や観光ボランティア等の育成及び観光協会等の組織強化に努め、国内外からの誘客を促進するなど、観光振興に取り組み、一部過疎地域を含めた交流人口の拡大と地域経済の発展を目指します。

さらに、交通網やサインの整備、広域的観光ルートの開発、宿泊施設といった受入体制の整備と各施設の運営管理体制の充実に努めます。

加えて、定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域内の観光情報等を共有し、体験型プログラムや圏域内での周遊観光ルートを開発するなど、観光ネットワークの連携・強化も図っていきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1)基盤整備 [農業]	団体営農業農村整備事業	八代市
		県営農業農村整備事業（負担金）	熊本県
		多面的機能支払交付金事業	八代市
		八代市農作物有害鳥獣防護柵設置事業	八代市
	[林業]	森林作業道等基盤整備事業（開設・改良等）	林業事業者及び熊本県林業公社
		森林整備補助（植付・間伐・下刈等）	八代森林組合
		単県治山事業	八代市
		市有林素材生産業務委託	八代市
		くまもとの森林利活用最大化事業	八代森林組合
		木の駅プロジェクト	八代市木の駅プロジェクト実行委員会
	[水産業]	鏡港泊地浚渫	八代市
		五家荘やまめ中間育成施設改修	八代市
	(2)漁港施設	大鞘漁港機能保全工事	八代市
	(5)企業誘致	遊休市有施設改修工事（ワーケーション等対応）	八代市
	(9)観光又はレクリエーション	荒瀬ダム撤去対策事業	八代市
		さかもと温泉センター整備事業	八代市

		道の駅坂本等整備事業	八代市
		鏡ヶ池公園園路改修	八代市
		鏡ヶ池公園施設測量改修	八代市
		裏鶴児童公園施設改修	八代市
		外出児童公園施設改修	八代市
		北出児童公園施設改修	八代市
		西区児童公園施設改修	八代市
		東区公園施設測量改修	八代市
		東陽交流センター「せせらぎ」「菜摘館」整備事業	八代市
		東陽石匠館施設整備事業	八代市
		平家の里能舞台塗装補修工事	八代市
		樺木吊橋改修	八代市
		梅ノ木轟公園吊橋改修	八代市
		せんだん轟吊橋改修	八代市
		平家の里伊藤家茅葺屋根替え	八代市
		ふれあいセンターいずみ整備事業	八代市
		農林産物流通加工施設改修	八代市
		自然塾飲料水用井戸設置	八代市
		緒方家屋根修繕工事	八代市
		左座家改修工事	八代市
		溪流キャンプ場バンガロー塗装工事	八代市
		八竜山自然公園天文台改修工事	八代市
		東陽定住センター施設整備事業	八代市
		坂本憩いの家施設整備事業	八代市
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 〔観光〕	坂本ふるさとまつり事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市

[その他]	さかもと温泉センター管理運営事業 温泉や地域食材の提供等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市
	ふる郷愛鏡祭事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市
	東陽しょうが祭事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市
	東陽交流センター「せせらぎ」「菜摘館」管理運営事業 温泉や農林産物の販売等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市
	平家いずみお茶まつり事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市
	ふれあいセンターいずみ及び農林産物流通加工施設管理運営事業 特産品の展示及び販売を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市
	五家荘観光施設管理運営事業 観光施設の適切な管理を通して、観光客の誘客を促進し、観光振興を図る。	八代市
	吊橋点検業務委託 観光資源の定期的なメンテナンスを実施し、安全性を確保するとともに、計画的な維持管理や更新を行うことを目的に実施する。	八代市
	八竜山自然公園運営管理委託事業 当該施設を活用した生涯学習や環境学習等を通して、生きがいきづくりや地域との交流を図るとともに、観光資源の効率的な運営管理を行う。	八代市
	中山間地域等直接支払交付金事業 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等に対する支援を行う。	八代市
	鏡農産物共同販売所解体事業 老朽化した建物の除却を行い、地域の安全を確保する。	八代市

(8) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
坂本町、鏡町、東陽町、泉町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

当該区域及び業種において「八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」等の要件を満たす設備を取得等した場合は、固定資産税を課税免除します。

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」に掲げる(1)～(7)の業種の「その対策」及び「計画」のとおり。

③他市町村との連携

産業振興を促進するに当たっては、定住自立圏内の各市町をはじめ、近隣自治体と連携を図りながら進めていきます。

(9) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 情報化の推進

〔現況と問題点〕

本市では、若年層の都市部への人口流出や超高齢化社会の進展により、労働力不足や過疎地域における限界集落への懸念が高まっています。また、それらに起因する課題の解決や多様化・複雑化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供するには、行政の更なる効率化と変化が求められているところです。

さらに、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興や熊本地震以降懸念されている日奈久断層を発生源とする地震への対応、豪雨や台風などの災害、コロナ禍によるインバウンド需要の縮小及び市民生活の不安などの諸課題に対して、市民の生命・財産並びに生活を守るため、正確で迅速な情報提供と効果的な施策の実施も必要とされています。

このような中、本市ではこれまで、情報格差の解消を目的としたケーブルテレビの整備や山間部での通信用鉄塔施設の整備など、情報通信基盤の整備を進めてきましたが、過疎地域における情報格差のより一層の解消を図るため、デジタル社会の実現に向けた基盤整備に取り組んでいく必要があります。

〔その対策〕

本市においては、国が強力に推し進めている社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の動きに合わせ、ICTをはじめとする先端技術を市民生活のあらゆる面で活用し、本市が抱える地域課題の解決を図ることで、持続可能な魅力ある、選ばれるまちづくりを進めるため、令和3年3月に「デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針」を策定しました。

今後は、上記基本方針により、ICT等の先端技術を活用しながら地域課題の解決とサービスの効率化や高度化を図り、「スマートシティやつしろ」の実現を目指すとともに、老朽化したケーブルテレビ施設の更新や携帯電話サービスエリアの拡大、光ブロードバンドの整備といった、基盤整備に引き続き取り組んでいきます。

さらに、定住自立圏共生ビジョンに基づき、行政内部のペーパーレス化やRPAの導入等について、共同研究や共同事業を実施するなど、圏域内で情報分野の連携を図りながら、魅力ある圏域づくりにも取り組みます。

【デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針】

・方向性1 地域課題の解決

人口減少や少子高齢化による労働力の不足や自然災害からの復旧・復興など、本市では様々な課題を抱えています。進化し続けるICT等の先端技術の活用により、あらゆる領域において横断的に、地域課題の解決につなげます。

・方向性2 行政サービスの変革

デジタル技術の活用により行政事務の効率化などを進めるとともに、市民目線で分かりやすく、利便性の高い行政サービスへ変革します。また、より多様化・複雑化する

市民ニーズにも、対応した行政サービスを提供します。

・方向性３ 協働と連携によるデジタル社会の実現

デジタル社会の実現に向けて、市民と協働して取り組みます。また、先端技術を持つ企業・大学・高専などや国・県・近隣自治体との連携を図ります。

これらの取組を広く波及させることで、誰もが参加し、ゆとりと豊かさを実感できる社会を実現します。

【八代市デジタル化推進基本計画】

「デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針」を踏まえ、デジタル技術を手段とした行政全体のあり方の再構築や組織文化の刷新など、大胆な変革を成し遂げ、新たな価値を進めていくため、令和４年２月に「八代市デジタル化推進基本計画」を策定しました。

本計画に基づき、防災、市民サービス、医療、農業をはじめとする様々な分野の地域課題の解決に向け、デジタル技術を活用した各種施策に取り組んでいきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
３ 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 [通信用鉄塔施設]	携帯電話等エリア整備事業	八代市
		CATV 施設整備事業	八代市
		CATV センター設備改良事業	八代市
		高速インターネットサービス基盤整備事業補助金	通信事業者
		地域情報化事業（公共施設 Wi-Fi 整備）	八代市
		難視聴地域テレビ放送設備構築事業	八代市
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 [情報化]	難視聴対策事業 テレビ難視聴対策としてケーブルテレビサービスを継続することで、安定的なサービス環境を構築し、生活環境の改善を図る。	八代市
		デジタル化推進事業(デジタルデバйд対策) デジタル機器の使い方に関する講習会等の開催の取組を進め、ＩＣＴを利用できる人とそうでない人の間にもたらされる情報格差の解消を図る。	八代市及び通信事業者

（２）公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通基盤

[現況と問題点]

ア 国道等

一部過疎地域を通過する一般国道は、219号、443号、445号の3路線あります。球磨川沿いにある一般国道219号では、昨年7月の豪雨災害により土砂流入や路体流出などの甚大な被害が発生したため、現在、国の権限代行により災害復旧事業が鋭意進められています。また、豪雨災害時には、九州縦貫自動車道の坂本パーキングエリアに設置された臨時的な出入口は、地域の復旧に大きな役割を果たしました。今後は、一日も早い生活再建と創造的復興に向け、本格的な災害復旧を迅速かつ効率的に進めていくとともに、再度の災害を防止するため、安全性や強靱性、リダンダンシーの確保を図っていく必要があります。

イ 県道

一部過疎地域を通過する県道は、主要地方道の6路線と一般県道9路線がありますが、幹線的役割を果たす路線の早期改良と計画的整備が課題となっています。山間部を通る路線については、急こう配や狭幅員等危険箇所も多く、更なる道路整備と道路施設の適正な維持管理が必要となっています。

ウ 市道

国・県道を基幹として市内の集落間を有機的に結んでいる市道は、住民にとって大変重要な道路です。しかし、一部過疎地域では地理的な状況や度重なる災害等の影響により、未整備となっている施設も数多く残っており、自動車交通不能道路や幅員狭隘の路線も多く、道路整備の一層の充実が求められています。

また、当該地域の市道については、点在する集落間を結ぶ数少ない生活路線であり、災害時における孤立を避けるためにも、豪雨災害の経験を教訓とし、リダンダンシーの確保を目的とした道路網の整備と適正な維持管理が重要となっています。

エ 林道

林道は、森林資源の有効活用のほか、一部過疎地域においては生活道路の用も供していることから、国・県等の各種制度事業を有効に活用し、幹線となる林道の整備を軸に支線林道、作業道の整備を進め、林道密度を高める必要があります。

また、既存の林道は地形上、急こう配や急カーブの箇所も多く、未舗装部分における降雨後の路面状況の悪化も生じることから、舗装や改良等を計画的に進める必要があります。

オ 農道

農道は、農業の生産基盤上、重要な役割を果たすとともに、国・県道や市道と連絡し、地域の道路網を形成しており、地域の多目的利用にも寄与しています。一部過疎地域では、ほ場整備事業等により一部の整備は完了していますが、一区画の面積が小さい山間部の急坂地帯では、車両等が侵入できる農道の開設が遅れています。

[その対策]

ア 国道等

豪雨災害からの早期復旧と創造的復興を最優先に、国の直轄代行による災害復旧事業を促進し、早期の全線復旧に向けた取組を進めるとともに、坂本パーキングエリアを利用した高速道路とのアクセス確保に取り組んでいきます。また、山間部の未改良区間や歩道未設置区間等についても、引き続き、国・県と連携を図りながら、早急な改良促進等を推進していきます。

イ 県道

主要地方道及び一般県道についても、未開通区間や車両通行不能区間があることから、今後とも国・県と連携し、早期の改良促進等を図ります。

ウ 市道

一部過疎地域の地形的条件を踏まえて、生活・活動基盤の地域格差解消に向け、整備が遅滞している急傾斜地域の集落における市道整備を重点的に行います。また、集落間及び集落内の路線整備等を推進し、住民の日常生活における利便性の向上と、産業振興や観光開発等に向けた条件整備を計画的に進めていきます。さらに、集落間を結ぶ林道等を活用した生活道路網の整備を促進するとともに、道路機能を維持するための適正な維持補修を行います。

エ 林道

林道は、森林資源の有効活用のほか、国・県道、市道と連絡して路網を形成しています。各種の制度事業により、開設、改良及び舗装を施工し、幹線としての機能を充実させていきます。また、これと併せて、林道支線としての作業道整備を図り、県・市道と有機的に連携しながら、災害時の迂回路を見据えた林道網の整備を計画的に推進します。

オ 農道

ほ場整備事業を実施した地区の農道整備は完了していることから、今後は地域の実情に合わせた舗装等の整備を進めます。また、農道は、農業生産に重要な役割を果たすとともに、国・県道、市道と連絡して地域の道路網を形成し、多目的利用にも寄与していることを重視し、投資効果の高いものから、順次整備を行っていきます。

(2) 交通手段

[現況と問題点]

一部過疎地域においては、公共交通機関としてＪＲ鹿児島本線、ＪＲ肥薩線と５つのバス路線、１６の乗合タクシー路線が運行されており、地域住民の身近な交通手段として、日常生活における買い物や通院・通学などに利用されています。しかしながら、人口減少や自家用車の普及等により利用者も年々減少しており、また、その維持に係る財政負担も増加していることから、今後は、公共交通における効率性と利便性を両輪として、公共交通体系の持続可能性を高めるための取組を進めていく必要があります。

さらに、令和２年度になり、新型コロナウイルス感染症の影響で公共交通の利用が大きく落ち込む中、感染症の収束が見込めない状況下においても安全・安心に利用できる

公共交通の確保が求められています。加えて、令和2年7月豪雨災害により、坂本地域では甚大な被害が出ており、道路の啓開に伴い、路線バスや乗合タクシーについては運行再開に至りましたが、JR肥薩線においては未だ復旧の目途が立っておらず、早期の復旧が求められます。

【その対策】

公共交通の充実したまちづくりを推進していくことを目的に策定した八代市地域公共交通計画（令和2年10月策定）に基づき、地域住民の日常生活を支える公共交通サービスを確保するため、一部過疎地域における乗合タクシーの運行を維持し、地域生活拠点までのアクセスを確保していくとともに、地域の移動特性に応じて、自家用有償旅客運送事業や、MaaSの考え方を活用した新たなモビリティ技術の導入に向けた検討を進めるなど、地域住民の利便性の向上を図るための取組を進めていきます。

また、坂本地域においては、JR肥薩線の復旧に向けた取組を推進するとともに、一日も早い地域の再建と、将来にわたって地域で安心して暮らすことができるための仕組みづくりとして、復旧・復興の進捗や地域の需要に合わせた段階的かつ柔軟な移動手段の確保に努めていきます。

さらに、定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域市町での公共交通の維持のための必要な支援を行い、利用者の利便性の確保を図っていきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 [道路]	下片岩線測量・開設舗装	八代市
		木々子・板ノ平線改良舗装（側溝）	八代市
		中鶴・上鶴線測量改良舗装	八代市
		上鶴・大門瀬線測量改良舗装	八代市
		瀬戸石・高田辺線測量改良舗装	八代市
		合志野・渋利線測量改良舗装	八代市
		合志野・中鶴線測量改良舗装	八代市
		横石・小川線改良	八代市
		下鎌瀬・上鎌瀬線改良	八代市
		下代瀬・木々子線改良舗装（側溝）	八代市
		八ツ枝線改良舗装	八代市
		板持2号線改良舗装	八代市

	日光・辻線改良舗装（側溝）	八代市
	下村・大久保線測量改良舗装	八代市
	深水・走水線（防護柵）	八代市
	坂本・小崎線測量改良舗装	八代市
	早水・日光線改良舗装（側溝）	八代市
	鎌瀬線改良舗装	八代市
	温泉センター線舗装	八代市
	女原・上鶴線改良	八代市
	入植地 3 号線改良	八代市
	西区 11 号線改良	八代市
	碓原西 1 号線改良	八代市
	江向 2 号線改良	八代市
	中島 5 号線改良	八代市
	野津橋小路長溝線測量改良舗装	八代市
	内田江向西区線測量改良舗装	八代市
	上鏡芝口野崎線測量改良舗装	八代市
	中島下村鮫鰐線測量用地補償改良舗装	八代市
	江向貝洲二軒屋線測量改良舗装	八代市
	有佐貝洲大江湖線測量改良舗装	八代市
	内田津口芝口線舗装	八代市
	中島 7 号線舗装	八代市
	下村 1 号線測量改良舗装	八代市
	野崎大還線舗装	八代市
	貝洲 3 番割線舗装	八代市
	入植地 3 号線舗装	八代市
	北出線防護柵	八代市
	竜西支線 59-2 号線測量改良舗装	八代市

	下村淨国寺新屋敷線改良舗装	八代市
	北寄田屋園線測量改良舗装	八代市
	下有佐村中線測量改良舗装	八代市
	鏡村試験場線改良舗装	八代市
	内田弥栄線改良舗装	八代市
	芝口麓川 2 号線測量改良舗装	八代市
	御倉津口 5 番割線測量改良舗装	八代市
	西区 2 号線測量改良舗装	八代市
	沖堤防線改良舗装	八代市
	下有佐旧県道線測量改良舗装	八代市
	下有佐田中線測量改良舗装	八代市
	内田鮎鯨線測量改良舗装	八代市
	県道村中桑本線測量改良舗装	八代市
	貝洲塩浜 1 号線測量改良舗装	八代市
	新開箱石線道路舗装・局部改良	八代市
	久木野座連線道路舗装	八代市
	鶴美生線道路改良	八代市
	西原琵琶古閑線道路改良	八代市
	差野園谷線道路舗装	八代市
	黒刈淵の本線道路舗装	八代市
	差野団地線道路舗装	八代市
	畑中黒刈線道路舗装	八代市
	鹿路線道路舗装	八代市
	相原村中線道路舗装	八代市
	久木野帰り坂線道路改良	八代市
	栗林団地 1～8 号線（8 路線）道路舗装	八代市
	美生小原線道路改良	八代市

	森下平野線安全施設整備	八代市
	西原川平線安全施設整備	八代市
	口ノ上小崎線道路改良	八代市
	畑中差野 2 号道路改良	八代市
	大通線道路舗装	八代市
	五反田西山線舗装	八代市
	西原川平線舗装	八代市
	森下平野線舗装	八代市
	森下村中線改良舗装	八代市
	黒淵線改良舗装	八代市
	箱石池ノ原線改良舗装	八代市
	鶴箱石線改良舗装	八代市
	五反田差野線改良舗装	八代市
	鶴下蓼原線改良舗装	八代市
	帰り坂鶴木場線改良舗装	八代市
	館原内の木場線改良舗装	八代市
	差野原線改良舗装	八代市
	杉ノ本線改良舗装	八代市
	桂原・野添線改良	八代市
	糸原線改良	八代市
	上の門・打越線改良	八代市
	野添・日当線舗装	八代市
	西の岩線舗装・改良	八代市
	日当・矢山線舗装	八代市
	平線舗装	八代市
	本屋敷線舗装	八代市
	横手・坂本線舗装	八代市

	広平線舗装・改良	八代市
	八八重・四方田線舗装	八代市
	朴の木線舗装・改良	八代市
	二合・腰越線舗装	八代市
	矢山線舗装・改良	八代市
	岩奥・堂線舗装	八代市
	五家荘・椎葉線舗装	八代市
	乙川線舗装・改良	八代市
	下屋敷・樅木線舗装・改良	八代市
	南川内線改良	八代市
	一ツ氏線改良	八代市
	泉・小川線舗装	八代市
	塩平線改良	八代市
	宮の崎線舗装・改良	八代市
	打越・糸原線舗装・改良	八代市
	打越・山王線舗装・改良	八代市
	上釈迦院線舗装・改良	八代市
	横手・釈迦院線舗装	八代市
	駅前旧県道改良舗装	八代市
	松本用地線測量改良舗装	八代市
	有佐本名線測量改良舗装	八代市
	中野中央線改良舗装	八代市
	野崎支線 15 号線改良舗装	八代市
	高月水分線改良舗装	八代市
	温泉センター線改良	八代市
	枳ノ俣線改良	八代市
	宝出中縦線測量舗装改良工事	八代市

		氷川高校前線測量舗装改良工事	八代市
		宝出江向 2 号線線測量舗装改良工事	八代市
		中区入植地 3 号線測量舗装改良工事	八代市
		西区西区 11 号線測量舗装改良工事	八代市
		瀬戸石鎌瀬線測量舗装改良工事	八代市
		市ノ俣線測量舗装改良工事	八代市
		坂本中学校線測量舗装改良工事	八代市
		大力線測量舗装改良工事	八代市
		北新地塩浜西区線測量舗装改良工事	八代市
		竜西支線 85 号線測量舗装改良工事	八代市
		砦原塩浜線測量舗装改良工事	八代市
		駅前小路線測量舗装改良工事	八代市
	[橋りょう]	駒瀬橋測量改修	八代市
		下村滝方環状線 3 号橋補修	八代市
		野崎支線 12 号線 4 号橋補修	八代市
		西部公園通り線 1 号橋補修	八代市
		松ノ下鏡川線 1 号橋補修	八代市
		有佐貝洲大江湖線 2 号橋補修	八代市
		塩浜上組 2 号線 1 号橋補修	八代市
		昭甲橋通り線 1 号橋測量補修	八代市
		下村滝方環状線 1 号橋測量	八代市
		内田鮫鯨線 1 号橋測量	八代市
		旧町営小路住宅線 1 号橋測量	八代市
		横江 1 号線 1 号橋測量	八代市
		竜西幹線 1 0 号線 2 号橋測量	八代市
		野崎支線 1 5 号線 1 号橋測量	八代市
		野添中村線 1 号橋	八代市

	[その他]	鏡村豊繁橋梁測量改修	八代市
		野津橋・松本橋LED化工事負担金	八代市
		第二新橋改修工事	八代市
		大平隧道（稲入・石坂線）補修	八代市
	(2)農道	女原1号～3号線改良舗装	八代市
		中畑7号～10号線改良舗装	八代市
		大門瀬地区1号～7号線改良舗装	八代市
		小川内第1号～20号線改良舗装	八代市
		久多良木第1号～7号線改良舗装	八代市
		鏡町管内農道改良舗装	八代市
		東陽町管内農道改良舗装	八代市
		泉町管内農道改良舗装	八代市
		久多良木第5号線橋梁新設・改築	八代市
	(3)林道	深水線舗装	八代市
		木々子日光線舗装	八代市
		破木寺前瀬線舗装	八代市
		山口小川内線舗装	八代市
		鶴平線舗装	八代市
		板持陣之内線舗装	八代市
		板持瀬戸石線改良	八代市
		小木場線改良	八代市
		南川内線改良	八代市
		水無線改良	八代市
		花の尾線改良	熊本県
		白谷線改良	八代市
		池の原走水線開設	八代市
		鶴喰大門瀬線舗装	八代市

	木々子走水線舗装	八代市
	馬廻板ノ平線開設	八代市
	登俣川原谷線開設	八代市
	油谷大門線開設	八代市
	仁田尾座連線改良	八代市
	観音線改良	八代市
	日添線改良	八代市
	泉葉木線改良	八代市
	樅木線改良	八代市
	福根線改良	八代市
	林道維持工事全線	八代市
	市ノ俣支線舗装	八代市
	南川内線舗装	八代市
	福根線舗装	熊本県
	渋利瀬高線舗装	八代市
	二本杉葉木線開設	八代市
	泉葉木線舗装	八代市
	杉ノ元線舗装	八代市
	袈裟堂深水線改良	八代市
	坂本山江線改良	八代市
	市ノ俣線橋梁改良	八代市
	登俣線橋梁改良	八代市
	南川内線橋梁改良	八代市
	白谷線橋梁改良	八代市
	水無線橋梁改良	八代市
	深水線改良	八代市
	岩奥南川内線改良	八代市

		鶴喰大門瀬線改良	
		馬廻走水線開設	タクシー事業者
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 [公共交通]	乗合タクシー運行事業補助 市民の交通手段を確保し、日常生活における 利便性の向上を図るため、乗合タクシーを運 行する事業者に対し経費の一部を補助する。	八代市
		自家用有償旅客運送事業 地域住民の移動手段を確保するため、市から 運行委託を受けた地域団体等有償で運送 を行い、公共交通を補完する交通サービスを 提供するもの。	八代市
	[交通施設維持]	下有佐旧県道線・野津橋小路長溝線測量 改良舗装 地域住民の日常生活の利便性の向上のため、 地域道路網の整備に係る予備設計を行うも の。	八代市
	[その他]	坂本スマートＩＣ設置検討調査事業 高速道路への交通アクセスの確保と地域の 強靱性確保のため、スマートＩＣ設置に向け た調査を実施するもの。	

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

また、道路については舗装修繕計画を策定し、計画的な維持管理を行っていくとともに、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行っていきます。

6 生活環境の整備

(1) 水道施設

[現況と問題点]

一部過疎地域では、平坦部や山間部の集落が形成された地域の一部には上水道が整備されていますが、人口密度が低く住家が点在しているところが多いため、水道の広域化による生活用水の確保は極めて困難な状況にあります。そのため、1～2集落を単位とした小規模な簡易水道や飲料水供給施設によって、水の供給がなされています。

これらの施設については、その多くが昭和30年代から40年代に整備されていることから、老朽化が著しく、適正な水質管理や安全で安心な水の安定供給が困難な状況となっています。

今後は、維持管理の簡便化を含め、老朽管の更新等、施設の改良を計画的に実施し、水質と有収率の向上を図りながら、経営の健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

[その対策]

水需要に対処するため、水量の確保と水質の向上を図り、水の安定供給と上水道の普及促進に努めます。また、水利用については、節水及び再利用を推進するとともに、合理的な水道整備と給水収益の向上を図り、安定した事業運営を推進します。

広域水道施設の整備が困難な地域においては、簡易水道事業の普及に努め、施設の老朽化等改良を必要とする施設については、今後も国の補助等を活用し、年次計画により積極的に改良を進めるとともに、施設の統合等による維持管理費等の軽減を図ります。加えて、その他の飲料水供給施設については、より安全で安心な飲料水を確保するため、地区住民と協力して簡易水道の普及に努めていきます。

(2) 生活排水処理施設

[現況と問題点]

一部過疎地域のうち、鏡地域では公共下水道の未普及地域があり、現在整備を進めているところです。快適な生活環境の確保のためには下水道普及率の向上が求められます。

また、東陽・泉地域では農業集落排水事業が完了しており、当該事業整備区域外及び坂本地域においては、浄化槽等の設置が必要となっています。

山間部においては、集落が点在し、家屋も分散していることから、公共下水道の整備は困難であり、対処の立ち後れや生活様式の多様化から、親水空間の基盤となる河川の水質汚濁が見受けられるようになりました。

これは、生活排水が未処理のまま河川等に流されているためであり、こうした状況が長く続けば、自然環境はもちろん、地域住民の生活環境への影響も懸念されます。

[その対策]

地域住民の生活の快適性を向上させるとともに、環境保全を図るため、下水道事業や浄化槽設置整備事業等を地域の実情に合わせて推進します。

また、市民の環境に対する意識を醸成し、環境保全行動の促進を図るため、関係団体等と連携しながら、河川での自然観察会や環境学習会などを開催します。

(3) ごみ処理施設

[現況と問題点]

市内の家庭等から排出される一般廃棄物（ごみ）については、平成30年7月から市が設置するエコイトやつしろ（八代市環境センター）において、燃えるごみの焼却と再使用や再資源化のための資源物の選別、梱包等の中間処理を行っています。

中間処理後の焼却灰については、県外の民間施設でセメント原料として再利用していますが、ガラス陶磁器については、市が残余量のある最終処分場を有していないことから、県内の民間最終処分場へ埋立処理を委託しています。

しかし、この委託している最終処分場の残余量にも限りがあり、長期間の受入れの見通しが立たないこと、及び一般廃棄物は市町村区域内での処理が原則となっていることなどから、市域内での代替地の確保と整備について検討する必要があります。

また、現在は市民の協力により行っている資源分別とその収集について、今後の過疎高齢化の社会では継続が困難となる地域も予想されます。

[その対策]

最終処分場の整備については、八代市ごみ問題等対策検討会からの提言等を踏まえて検討を進めます。

また、資源分別については各種リサイクル法を遵守しつつ、必要に応じて簡素化、簡略化による収集体制等の対策を図ります。

(4) し尿処理施設

[現況と問題点]

本市のし尿処理については、市が設置する八代市衛生処理センター及び浄化槽汚泥処理施設と、八代生活環境事務組合が設置する衛生センターの計3施設で処理しています。施設で処理するし尿処理量は、公共下水道の普及と山間部での人口減少により、年々減少しています。このことにより、各施設のし尿処理能力に余剰が生じ、また施設の老朽化も加わり施設の維持管理経費が増大していることから、施設の更新や施設の統廃合など、施設の効率化を図っていく必要があります。

[その対策]

し尿及び浄化槽汚泥処理施設については、人口の動向や下水道計画との整合性を図りながら、最も効果的な手法での施設整備について検討するとともに、それぞれの施設から発生する処理汚泥等について、可能な限り有効利用を図ります。

(5) 消防・防災

[現況と問題点]

本市の消防体制は、八代広域行政事務組合による常備消防と、各地区の消防団による非常備消防によって構成されています。近年、全国的に多発する地震や局地的豪雨などの大規模自然災害が懸念される中、本市においても平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨による被害が発生しており、複雑多様化する災害や火災等に対し、迅速かつ的確に対処するため、関係機関との連携や消防力等の更なる強化が求められています。

消防団においては、老朽化した消防水利施設や消防車両等の整備や更新と併せて、人口減少や高齢化の進展、就業形態の多様化等による団員の減少が大きな課題となっていることから、団員の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

また、防災体制については、山間部等の一部過疎地域では高齢化による避難行動要支援者の増加や、地理的要因による危険箇所も多いことから、市民の防災意識の醸成や情報伝達手段体制の整備、地盤災害の防止対策等を推進し、災害に強いまちづくりに向けた取組を引き続き進めていく必要があります。さらに、令和2年7月豪雨では道路の寸断、通信の断絶等により孤立集落が多数発生し、身近な場所での避難場所の確保も課題となったことから、災害や地域特性に応じた避難所及び避難所運営体制の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

[その対策]

市民が安心して暮らせる安全な生活環境の形成のため、常備消防と非常備消防の連携を深めるとともに、各種広報や市内事業者への働きかけを通じた消防団員の確保、消防設備や資材等の計画的な整備・更新等を進め、消防力の充実・高度化を図っていきます。

防災においては、国や県との連携・協働のもと、土砂災害防止のための山林の保全や砂防施設等の整備促進並びに治水対策を推進していきます。また、災害時における防災情報や避難情報の迅速な伝達を図るため、高度情報化に対応した防災行政情報通信システムの充実・整備にも取り組んでいきます。さらに、自助・共助の精神に基づく自発的な防災活動の促進と自主防災組織の育成強化にも取り組み、災害発生時の初期活動や後方支援の確立などを含めた地域防災力の向上を図ります。

加えて、地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、地域特性等を踏まえた適切な避難所の確保や機能継続のための施設及び備蓄体制の整備並びに住民自らが運営する自主運営避難所の整備を進め、防災体制の強化に取り組むとともに、新たな防災拠点の整備に向けた検討を進め、災害に強い、防災・減災対策の進んだ強靱なまちづくりを推進していきます。

(6) サービスステーション※対策

[現況と問題点]

本市には、サービスステーション（以下「ＳＳ」という。）が52箇所（令和2年3月末時点）ありますが、そのほとんどが市の中心部に集中しており、過疎地域である泉町では、最寄りのＳＳまでの距離が片道15km以上ある集落も存在しています。また、

※サービスステーション・・・本計画では、主にガソリンスタンド等の燃料供給拠点のことをいう。

坂本町では、令和2年7月豪雨の被害により事業の継続が困難になったSSも存在しており、今後は地域内にSSが存在しない集落の増加が懸念されていることから、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から、早急な対策が求められています。

[その対策]

SSは地域の燃料供給拠点として、最も身近なインフラ機能の一翼を担う存在であると同時に、雇用のある場でもあり、生活環境への影響は大きいものと考えられます。地域の活力を失わせないために、生活インフラの不足と一体的な対応を考え、地域住民や石油業界及び国の協力を得ながら、地域の実情に応じた、SSの維持・確保に向けた対策に取り組んでいく必要があります。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 [簡易水道]	川原谷地区簡易水道施設整備事業	八代市
		山口地区簡易水道施設整備事業	八代市
		坂本地区簡易水道施設整備事業	八代市
		中津道地区簡易水道施設整備事業	八代市
		原女木地区簡易水道施設整備事業	八代市
		板持地区簡易水道施設整備事業	八代市
		河俣地区簡易水道施設整備事業	八代市
		赤根簡易水道施設整備事業	八代市
		今泉地区簡易水道施設整備事業	八代市
		合志野地区簡易水道施設整備事業	八代市
		荒瀬地区簡易水道施設整備事業	八代市
		藤本・大門地区簡易水道施設整備事業	八代市
		瀬高地区簡易水道施設整備事業	八代市
	(2)下水処理施設 [公共下水道]	鏡処理区公共下水道施設整備事業	八代市
		八代北部流域下水道事業建設負担金事業	八代市
	[その他]	浄化槽設置整備事業	八代市
		公共浄化槽等整備推進事業	八代市
	(5)消防施設	消防団施設設備整備事業	
		消防施設整備事業	八代市

	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 [生活]	S S 過疎地対策事業 燃料供給拠点の維持に係る計画の策定を行 い、過疎化や人手不足等に対応した燃料供給 体制の確立を図るもの。	八代市
	[防災・防犯]	防災重点ため池ハザードマップ整備 災害時における住民の適正な避難誘導や被 害の未然防止のため、ハザードマップを作成 し、地域住民の防災意識の向上を図る。	八代市 八代市
	(8)その他	S S 過疎地対策事業	八代市
		坂本地区防災拠点整備事業	八代市
		避難所等設備整備事業	八代市
		準用河川新川測量改修	八代市
		麓川測量改修	八代市
		上鏡島松排水路測量改修	八代市
		貝洲 7 番割排水路測量改修	
		津口二番割排水路改修	

(7) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

[現況と問題点]

核家族化や就労形態の変化、地域社会の人間関係の希薄化など家庭や社会環境の変化に伴い、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない子育て支援サービスへの需要が高まっています。また、少子化の進展による遊び仲間や異年齢児との交流不足も懸念されており、次代を担う子どもの健やかな育ちへの支援策も必要となっています。

[その対策]

将来を支える子どもたちが、健やかにたくましく育つために、また安心して子どもを産み育てることができるように、子育て世代包括支援センターを中心として、切れ目のない子育て支援や環境の整備を進めます。また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談体制を強化するとともに、保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応じて、安心して仕事と子育てが両立できるように、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていきます。

(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進

[現況と問題点]

一部過疎地域内においては高齢化が著しく進展しており、令和2年の国勢調査では地域内の高齢者比率は41.1%となっています。同調査における市全体での高齢者比率は34.2%であることや、全国での高齢者比率が28.0%であることを見れば、一部過疎地域においては、全国に先駆けて超高齢化社会が到来していることが分かります。認知症高齢者の増加や75歳以上の後期高齢者人口の占める割合の高まり、一人暮らしの高齢者や介護を必要とする高齢者の増加にも対応しながら、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、医療介護連携を図るとともに、地域包括ケアシステムの活用を図る必要があります。

[その対策]

誰もが住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、介護保険サービス等現行サービス水準の維持を図ります。また、高齢者の社会参加を支援するとともに、高齢者が健康に過ごすための生きがいと健康づくりなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な施策を推進します。さらに、一部過疎地域における医療の確保並びに、かかりつけ医と熊本県認知症疾患医療センターとの連携が保たれるよう、関係機関との連携に努めます。

加えて、緊急通報装置などを有効活用し、高齢者の不安解消や緊急時の早期発見、早期対応に活用していくとともに、地域包括ケアシステムを推進するため、二次医療圏域内の行政や医師会及び保健所等との連携などに取り組んでいきます。

(3) 障がい者の保健・福祉の向上及び増進

[現況と問題点]

身体障がい者手帳の所持者は年々減少していますが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。障がい者に対する各種の支援や施策が行われているものの、本人はもちろん家族にかかる精神的・経済的負担の軽減といった課題は残されています。

障がい者の介護・支援にあたる家族等の負担を軽減するとともに、障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で充実した生活ができるようにするために、必要なサービスの提供や施設のバリアフリー化など、ソフト、ハードの両面からの個々のニーズに合わせた切れ目のない支援が必要とされています。

[その対策]

公共施設や人が多く集まる施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の地域生活と社会参加を積極的に推進するために、八代圏域全体で、障がい者支援施設等の計画的な整備や職業相談等の強化、雇用を促進するなど援護体制の充実に向けた取組を推進していきます。さらに、障がい者の自助・自立を促しながら、支援ボランティア等の育成に努め、障がい者にやさしいまちづくりを推進します。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 [保育所]	保育所等施設整備補助事業	社会福祉法人
	(3)高齢者福祉施設 [その他]	泉地域福祉センター改修事業	八代市
		柿迫生きがいセンター施設整備事業	八代市
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 [高齢者・障がい者福祉]	五家荘デイサービスセンター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施設の適切な管理運営を行い、地域での介護提供体制を確保する。	八代市
		泉地域福祉センター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施設の適切な管理運営を行い、地域での介護提供体制を確保する。	八代市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 医療の確保

[現況と問題点]

健康阻害の要因が複雑化し、増加する生活習慣病や新型コロナウイルス感染症等に対する住民の疾病予防及び感染対策が大きな問題となっています。

本市の医療施設は、熊本労災病院や熊本総合病院を中核に、人口密度の高い平野部に集中しています。一部過疎地域においては、無医地区もあり、さらに広範囲な地域のため、医療機関から遠く、交通の便も悪いことから、十分な医療が受けにくい状況にあります。特に、高齢者等の交通弱者にとっては大きな不便と負担を感じており、緊急時における不安要素の一因ともなっています。

医療においては、生活習慣病の若年化傾向や慢性疾患患者の増加と疾病の重症化により一人当たりの医療費は増加傾向にあり、加えて急速な高齢化の進展による虚弱・認知症患者等の増加から介護保険の需要増加に繋がっています。また、複雑な社会情勢により心の病を訴える人も多くなっています。

このような医療環境と高齢化の進展に伴い、医療と保健の連携による予防医療の知識の普及・啓発や救急医療体制の推進を図っていく必要があります。

[その対策]

一部過疎地域においては、患者の搬送体制を確保し、定住自立圏内外における関係機関との協議・協力の下、短時間での搬送ルートの確保と救急医療体制の充実に努めます。また、八代市・郡医師会及び複数の地域中核病院との連携や、県及び熊本県地域医療支援機構との協議により、地域内の診療所における医師の確保にも努めるとともに、遠隔医療導入に向けた検討も進め、住民が安心して暮らせるよう医療体制の充実に努めます。

さらに、医療と保健の連携を強化した健康づくりを推進し、正しい知識の普及と啓発及び相談体制の強化を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1)診療施設 [診療所]	診療所運営事業	八代市
		診療所施設整備事業	八代市
	[患者輸送車]	患者輸送車の購入	八代市
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 [その他]	八代市デジタル医療 MaaS 推進事業 遠隔医療機器を装備した移動診療車による オンライン診療を行い、患者の移動負担の軽減を図り、適切な医療提供体制を確保する。	八代市

（２）公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 学校教育

[現況と問題点]

社会環境の変化や少子高齢化の進展により、児童・生徒数は減少傾向にあります。

就学前教育については、教育の基盤となるものであり、幼児期から子どもたちの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育成することが大切です。

小・中学校においては、児童生徒の減少に伴い統廃合や複式指導を余儀なくされるところもあり、特に一部過疎地域においてはその傾向が強くなっているのが現状です。また、統廃合を行う場合は通学距離が遠距離になることがあるため、通学手段の確保や通学に係る保護者負担を軽減していく必要があります。

学校施設については、老朽化した施設の改修や非構造部材の耐震対策に取り組みます。加えて、余裕教室や学校統廃合に伴い廃校となった学校施設の有効活用も図らなければなりません。また、施設整備などのハード面での整備と並行して、時間や距離を超越した高度情報化の到来に対応した I C T 環境の充実が急がれており、市内各施設と連携した教育の場の提供が必要となっています。

[その対策]

子どもたちの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を身につける特色のある教育を推進します。

小・中学校においては、安全安心な通学環境と寄宿舎の確保に努め、学校施設の老朽化に伴う更新やトイレの洋式化等の教育環境の質的向上に取り組みます。また、新学習指導要領の実施に伴い、一人一人の子どもたちに「生きる力」を育成することを目指し、地域に根ざした特色ある学校環境づくりを進めます。また、余裕教室については、児童生徒のための施設として利用するほか、地域と学校の連携強化のためのスペースへの転用を検討していきます。

さらに、国が進める「G I G A スクール構想」で整備した一人一台のタブレット P C など I C T 環境の活用の充実を図り、子どもたちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していきます。

(2) 社会教育

[現況と問題点]

超高齢化社会を迎えた今日、生活環境の変化や自由時間の増大などを背景に、生涯を通じて余暇を楽しみ、絶えず新たな知識や技術の修得を図って自己を高め、生きがいのある充実した生活を送りたいという生涯学習のニーズが高まっています。

そのような中で、生活の多様化により、住民の生活形態にあった学習機会の提供や学習内容の一層の充実を図っていく必要があります。

また、高齢化の進んだ一部過疎地域における生涯学習の機会を十分確保するには、活動の拠点となる社会教育施設等の整備の充実、指導者の確保・育成が求められています。加えて、坂本町内には令和2年7月豪雨により被災した自治公民館が数多くあることから、被災地域の日も早い創造的復興を推進するため、自治公民館再建に向けた支援も行っていく必要があります。

[その対策]

住民の積極的な学習意欲を高め、住民の主体的な学習を支援するために、学習ニーズを的確に把握し、各種民間団体と連携協力することにより、生涯学習を推進します。

また、社会教育主事などの専門職員の確保や指導者の育成を通して、各種団体やボランティア、非営利団体（NPO）の地域活動への積極的な参加を促進します。

さらに、生涯学習活動推進の地域拠点の整備充実と施設間のネットワーク化、及び被災した自治公民館の早期再建を図り、住民が「いつでも、どこでも」学ぶことのできる学習の機会が保障されるシステムづくりを進めます。

(3) スポーツ・レクリエーション

[現況と問題点]

最近では、生活水準の向上や余暇時間の増大と併せて、自然志向や健康志向が高まっており、健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動を趣味として実践する人が増加しています。

また、平成30年度末には、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため小学校運動部活動が廃止され、地域が中心となって運営する社会体育へと移行されました。

このようなことから、住民が日常生活においてスポーツ・レクリエーションを楽しむための環境整備を、個人的・地域的・職域的視点から進める必要があります。

[その対策]

住民がいつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、施設の整備や効果的な共同利用などのネットワーク化を図り、特に老朽化が進む施設の早急な改築・改修等を進めます。

また、関係団体の組織強化や指導者の育成・確保に努め、住民が気軽に楽しみながら心身の健康づくりに取り組めるような各種教室や、行事の充実を図ります。特に、一部過疎地域においては、社会教育のための移動手段等に配慮しながら、児童生徒のスポーツ機会の確保を図ります。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 [校舎]	坂本中学校外壁塗装改修工事	八代市
		小学校トイレ改修事業 (有佐小学校、鏡小学校、文政小学校、東陽小学校)	八代市
		中学校トイレ改修事業 (東陽中学校)	八代市
		鏡中学校放送設備改修工事	八代市
		中学校トイレ改修事業 (鏡中学校、泉小中学校)	八代市
	[屋内運動場]	八竜小学校体育館床研磨工事	八代市
		鏡小学校体育館屋根改修工事	八代市
		東陽小学校体育館床改修工事	八代市
		東陽中学校体育館大規模改造工事	八代市
		泉第八小学校体育館床研磨工事	八代市
	[スクールバス・ボート]	スクールバス整備事業	八代市
	[給食施設]	学校給食施設整備事業	八代市
	[その他]	I C T環境整備事業	八代市
		文政小ブロック塀改修工事	八代市
		文政小下水道接続工事	八代市
		東陽小学校プール改修工事	八代市
		泉第八小学校スロープ設置工事	八代市
	(3)集会施設、体育 館施設等 [集会施設、体育 施設等]	泉第八小学校グラウンド等屋外照明設置工事	八代市
		泉中学校グラウンド防球フェンス改修工事	八代市
		類似公民館新築等補助事業	自治会等
		令和2年7月豪雨自治公民館再建支援事業	自治会等
		社会教育センター整備事業	八代市
		鏡体育館施設整備事業	八代市
		鏡総合グラウンド施設整備事業	八代市

	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 〔義務教育〕 〔生涯学習・ スポーツ〕	東陽スポーツセンター施設整備事業	八代市
		スクールバス運行事業 遠距離等により通学困難な児童生徒を支援 するため、スクールバスの運行を行い、安全 安心な通学環境を確保する。	八代市
		社会教育センター除却事業 耐用年数が超過し、老朽化が著しい施設につ いて除却を行い、地域の安全性を確保すると ともに、施設機能の移転・集約を図る。	八代市
		赤星公園管理委託事業 生涯学習の充実を図るため、施設の適切な管 理運営を行い、住民の生きがいづくりや交流 の場を確保する。	八代市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 集落の整備

【現況と問題点】

一部過疎地域においては、人口減少や少子高齢化の進展により、コミュニティ機能の低下や移動のための交通手段の不足等が深刻化しており、集落の維持や生活関連サービスの維持・確保が大きな課題となっています。

こういった課題に対応するため、今後は集落の生活環境等の整備や状況の改善を行うとともに、安心して住み続けられる地域コミュニティを維持することが求められています。また、基礎集落単独での対応が難しい課題等については、複数集落のネットワーク化等の推進により集落同士の機能補完に向けた取組を支援するなど、地域住民の意向を踏まえながら適切な対応を行っていく必要があります。

【その対策】

集落支援事業や地域おこし協力隊制度等を活用し、地域外の人材を活用しながら、地域住民が主体となって地域課題解決に向けた取組を支援し、集落ネットワーク圏の形成など、広範囲に集落を支え合う新たなコミュニティ組織づくりに努めます。

また、買い物支援や生活交通の維持・確保、ICTを活用した新たな取組についても検討を進め、住民が住み慣れた地域に住み続けることができる仕組みづくりを展開していきます。

さらに、各地域の自然的・地理的条件を活かした体験型プログラムの開発や特産品の加工開発、販売促進、既存施設や空き家の有効活用などによる地域活性化を図るため、コミュニティビジネス等の支援を行うとともに、住民と行政の協働による活力ある地域づくりを推進します。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 〔集落整備〕	集落支援事業（再掲） 地域住民と行政の協働を図るため、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。	八代市
		地域おこし協力隊事業（再掲） 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。	八代市
		買い物サービス等支援事業 地域団体等が、過疎地域の住民に生活必需品の宅配・販売を行う取組に対する支援を行い、生活利便性の向上と定住促進を図る。	八代市

		過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心とした「集落ネットワーク圏」を形成し、日常生活支援機能の確保と地域産業を振興するため、「地域運営組織等」が行う取組を支援する。	八代市
--	--	---	-----

1 1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等

[現況と問題点]

一部過疎地域では先人が営んできた生活や文化を今日に伝える歴史的・文化的財産や伝統芸能が大切に守られてきました。東陽町には、日本遺産に認定された「八代を創造（たがや）した石工たちの軌跡」のストーリーでも語られる石橋や棚田が数多く残されています。また、泉町の五家荘地区は、平家落人伝説で全国的にも知られており、古代踊りや神楽等の伝統芸能が伝承されています。このほかにも、数多くの文化的遺産や郷土芸能が伝承され、指定文化財として保護されており、最近では坂本町の木々子地区に伝承される七夕綱が、国の無形民俗文化財に選択されています。

しかしながら、文化財の中には消滅の危機に瀕しているものの調査や整備が進んでいないものもあります。

今後、これら先人の残した文化遺産を後世に継承し、整備・活用していくことが必要です。また、文化芸術活動においても、市内で催される公演や発表会等、様々な文化活動における参加者の減少などが見られ、文化活動への市民の参加意欲の低下が見られます。文化芸術活動への支援をはじめ、より質の高い文化芸術に触れる機会の充実や活動成果を発表する場の整備を図りながら、地域の文化創造に取り組んでいく必要もあります。

[その対策]

地域における文化活動は、教育活動はもとより地域づくり活動などと互いに密接に連帯しており、コミュニティ形成とともに生涯学習を進める重要な柱です。地域を住みよく魅力あるものにするためには、多様な文化活動を一層助長し、文化振興を図る必要があります。

このことから、今後は芸術・文化団体や、サークルの活動など、文化芸術活動への支援、質の高い文化事業の充実、地域のコミュニティセンターや各種地域文化振興施設等の整備・連携及び文化情報の発信を進めることで、市民の文化意識の高揚と資質の向上を図るとともに、令和3年7月に開館した八代市民俗伝統芸能伝承館（愛称：お祭りでんでん館）を活用した地域の魅力発信に努めます。

また、地域伝統の祭り・行事や民俗芸能の復活・継承のため、後継者育成や記録・保存、各種講座などの開催や、地域に応じた文化財の適正な保護等に努めていきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 [地域文化振興施設]	文化センター施設整備事業	八代市
		振興センターいずみ施設整備事業	八代市
		振興センター五家荘施設整備事業	八代市
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 [地域文化振興]	無形民俗文化財公開活用事業 市内の無形民俗文化財保護団体が各々の継承地域において実施する公開活用等の取組を支援し、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。	八代市
		伝統芸能ワークショップ事業 八代市民俗伝統芸能伝承館にて、市内の無形民俗文化財保護団体の協力による伝統芸能ワークショップを実施し、交流人口の拡大を図る。	八代市
		文化センター施設管理運営事業 施設の適切な管理を行い、コンサートや演劇などの事業等の実施を通して、本市の文化水準の向上を図る。	八代市
		文化センター自主文化事業 鏡文化センターにて、市民に文化公演の鑑賞やワークショップ等を実施し、文化意識の向上と交流人口の拡大を図る。	八代市

(2) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進

[現況と問題点]

地球規模での気候変動対策が強く求められる中、本県においては、令和元年12月に国に先駆けて「2050年までに県内CO₂排出実質ゼロを目指す」ことが宣言されました。

本市においても、太陽光発電をはじめ、木質バイオマス発電などの再生可能エネルギー設備の導入等、県の宣言に資する取組が以前に比べ定着・浸透している状況ですが、令和4年2月の「八代市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、引き続き日常生活や経済活動に伴う温室効果ガス排出量を削減することが重要となっています。また、一部過疎地域においては県内でも有数の豊富な森林資源を有しており、山間部を中心に木質バイオマスが多く賦存していることから、これらの未利用資源を再生可能エネルギー源として有効活用していくことが課題となっています。

[その対策]

このような課題に対処するため、本市では「第2次八代市環境基本計画」に基づき、市有施設や一般住宅への再生可能エネルギーの導入及び利用促進に対する支援等を行うとともに、間伐等の森林整備を進め、温暖化ガスの吸収源となる森林の健全化に努めていきます。また、今まで山林の中に放置されていた未利用材をエネルギー源として有効に活用することができるよう、林産物運搬のための林道や作業道等の整備、さらには木材の集荷基地である「木の駅」の活用にも努め、木質バイオマス燃料の安定供給を図りながら、持続可能な地域社会の構築に取り組んでいきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 [再生可能エネルギー利用]	太陽光発電システム等設置費補助金事業 地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等を設置する者に対し補助金を交付し、再生可能エネルギーの普及や利用を促進する。	八代市
	(3) その他	木の駅プロジェクト（再掲）	八代市木の駅プロジェクト実行委員会

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 公用・公共施設の整備

[現況と問題点]

平成17年8月の合併後、本市では本庁方式を採用し、旧町村ごとに5つの支所を設置しています。一部過疎地域に設置されている4つの支所については、いずれも築30年以上を経過しており、特に坂本支所と泉支所については施設の老朽化も著しく、維持管理に係る経費も年々増加傾向にあることから、早急な対応が必要となっていました。

そのような中、令和2年7月豪雨により、坂本町の中心にあった坂本支所が甚大な被害を受け、庁舎の継続した利用ができない状況となりました。このため、今後は、坂本地域における行政サービスの提供や地域コミュニティの拠点、及び防災拠点としての活用等を図るため、さらには、被災者をはじめとした地域住民にとっての復興のシンボルとして、坂本支所の早期再建を果たしていく必要があります。

また、泉支所についても、効率的な維持管理とファシリティマネジメントの概念を導入した新たな管理手法を踏まえながら、適切な支所の整備を行っていく必要があります。

さらに、その他の公共施設についても、老朽化等による行政サービスへの影響が考えられる際には、適切に対応を講じていく必要があります。

[その対策]

坂本支所については、創造的復興のまちづくりを推進するため、災害に対する強靱性や、地域住民の生活における利便性等を十分に考慮しながら、行政機関を軸とした生活サービス施設等が集約化された小さな拠点（コンパクトビレッジ）形成を念頭に、支所とコミュニティセンターの再建に取り組んでいきます。

また、泉支所については、公共施設等総合管理計画の基本方針である公共施設の適正配置と施設総量の縮減に基づき、泉支所を含めた周辺既存施設の機能見直しを行います。

さらに、その他の公共施設についても、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、複合化や機能移転等の検討・整備を進めるとともに、適切な維持管理等を行います。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 公用・公共施設の整備	坂本支所施設整備事業	八代市
		坂本コミュニティセンター施設整備事業	八代市
		鏡支所施設整備事業	八代市
		東陽支所施設整備事業	八代市
		泉支所施設整備事業	八代市

		鏡コミュニティセンター施設整備事業	八代市
		坂本支所等建設事業 (太陽光・蓄電池設置)	八代市

(2) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

また、坂本支所の再建に当たっては、国や県との連携の下、坂本町復興計画などの個別計画とも整合を図りながら、必要な取組を実施していきます。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進対策事業 人口減少を抑制するため、移住相談会を通じた情報発信等に取り組み、本市への移住定住を促進する。	八代市	定住者や関係人口等の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		特定地域づくり事業協同組合事業 人口の急減に対処するため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた支援を行い、移住定住の促進と地域経済の活性化を図る。	八代市	定住者や関係人口の増、及び地域の担い手の確保等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		集落支援事業 地域住民と行政の協働を図るため、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。	八代市	集落支援活動を通して市民協働と地域の維持・活性化等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域おこし協力隊事業 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。	八代市	定住者や地域の担い手の確保、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	観光	坂本ふるさとまつり事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		さかもと温泉センター管理運営事業 温泉や地域食材の提供等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		ふる郷愛鏡祭事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		東陽しょうが祭事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		東陽交流センター「せせらぎ」「菜摘館」管理運営事業 温泉や農林産物の販売等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

		平家いずみお茶まつり事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		ふれあいセンターいずみ及び農林産物流通加工施設管理運営事業 特産品の展示及び販売を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		五家荘観光施設管理運営事業 観光施設の適切な管理を通して、観光客の誘客を促進し、観光振興を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		吊橋点検業務委託 観光資源の定期的なメンテナンスを実施し、安全性を確保するとともに、計画的な維持管理や更新を行うことを目的に実施する。	八代市	観光施設の安全性を確保するとともに、交流人口の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		八竜山自然公園運営管理委託事業 当該施設を活用した生涯学習や環境学習等を通して、生きがいきくりや地域との交流を図るとともに、観光資源の効率的な運営管理を行う。	八代市	交流人口の増が見込まれ、地域振興等に資する事業であることから、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	鏡農産物共同販売所解体事業 老朽化した建物の除却を行い、地域の安全を確保する。	八代市	老朽化した施設の除却による地域の安全性を確保するもので、その効果は将来に及ぶものである。
		中山間地域等直接支払交付金事業 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等に対する支援を行う。	八代市	中山間地域の農用地の維持・管理及び担い手の確保にも繋がり、その効果は将来に及ぶものである。
3 地域における情報化	情報化	難視聴対策事業 テレビ難視聴対策としてケーブルテレビサービスを継続することで、安定的なサービス環境を構築し、生活環境の改善を図る。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		デジタル化推進事業（デジタルバイド対策） デジタル機器の使い方に関する講習会等の開催の取組を進め、ＩＣＴを利用できる人とそうでない人の間にもたらされる情報格差の解消を図る。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	乗合タクシー運行事業補助 市民の交通手段を確保し、日常生活における利便性の向上を図るため、乗合タクシーを運行する事業者に対し経費の一部を補助する。	タクシー事業者	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		自家用有償旅客運送事業 地域住民の移動手段を確保するため、市から運行委託を受けた地域団体等有償で運送を行い、公共交通を補完する交通サービスを提供するもの。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	交通施設維持	下有佐旧県道線・野津橋小路長溝線測量改良舗装 地域住民の日常生活の利便性の向上のため、地域道路網の整備に係る予備設計を行うもの。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	坂本スマートＩＣ設置検討調査事業 高速道路への交通アクセスの確保と地域の強靱性確保のため、スマートＩＣ設置に向けた調査を実施するもの。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上と交流人口等の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
5 生活環境の整備	生活	ＳＳ過疎地対策事業 燃料供給拠点の維持に係る計画の策定を行い、過疎化や人手不足等に対応した燃料共有体制の確立を図るもの。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上と生活環境の確保が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	防災・防犯	防災重点ため池ハザードマップ整備 災害時における住民の適正な避難誘導や被害の未然防止のため、ハザードマップを作成し、地域住民の防災意識の向上を図る。	八代市	地域住民の防災意識の向上や防災・減災に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障がい者福祉	五家荘デイサービスセンター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施設の適切な管理運営を行い、地域での介護提供体制を確保する。	八代市	介護提供体制を確保することにより高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるもので、その効果は将来に及ぶものである。
		泉地域福祉センター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施設の適切な管理運営を行い、地域での介護提供体制を確保する。	八代市	介護提供体制を確保することにより高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるもので、その効果は将来に及ぶものである。

7 医療の確保	その他	八代市デジタル医療 MaaS 推進事業 遠隔医療機器を装備した移動診療車によるオンライン診療を行い、患者の移動負担の軽減を図り、適切な医療提供体制を確保する。	八代市	地域医療の充実を図り、地域住民が、安全・安心に生活できる環境の維持が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
8 教育の振興	義務教育	スクールバス運行事業 遠距離等により通学困難な児童生徒を支援するため、スクールバスの運行を行い、安全安心な通学環境を確保する。	八代市	児童生徒の安全・安全な通学環境の確保と利便性の向上を図るもので、その効果は将来に及ぶものである。
	生涯学習・スポーツ	社会教育センター除却事業 耐用年数が超過し、老朽化が著しい施設について除却を行い、地域の安全性を確保するとともに、施設機能の移転・集約を図る。	八代市	老朽化した施設の除却による地域の安全性を確保するもので、その効果は将来に及ぶものである。
		赤星公園管理委託事業 生涯学習の充実を図るため、施設の適切な管理運営を行い、住民の生きがいづくりや交流の場を確保する。	八代市	生涯学習を通して住民の生きがいづくりの充実を図る事業であることから、その効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	集落整備	集落支援事業（再掲） 地域住民と行政の協働を図るため、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。	八代市	集落支援活動を通して市民協働と地域の維持・活性化等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域おこし協力隊事業（再掲） 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。	八代市	定住者や地域の担い手の確保、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		買い物サービス等支援事業 地域団体等が、過疎地域の住民に生活必需品の宅配・販売を行う取組に対する支援を行い、生活利便性の向上と定住促進を図る。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心とした「集落ネットワーク圏」を形成し、日常生活支援機能の確保と地域産業を振興するため、「地域運営組織等」が行う取組を支援する。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上や地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
10 地域文化の振興等	地域文化振興	無形民俗文化財公開活用事業 市内の無形民俗文化財保護団体が各々の継承地域において実施する公開活用等の取組を支援し、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。	八代市	地域文化財等の保存・継承及びその振興に資するもので、その効果は将来に及ぶものである。

		伝統芸能ワークショップ事業 八代市民俗伝統芸能伝承館にて、市内の無形民俗文化財保護団体の協力による伝統芸能ワークショップを実施し、交流人口の拡大を図る。	八代市	地域文化財等の保存・継承及びその振興に資するもので、その効果は将来に及ぶものである。
		文化センター施設管理運営事業 施設の適切な管理を行い、コンサートや演劇などの事業等の実施を通して、本市の文化水準の向上を図る。	八代市	地域文化財等の保存・継承及びその振興に資するもので、その効果は将来に及ぶものである。
		文化センター自主文化事業 鏡文化センターにて、市民に文化公演の鑑賞やワークショップ等を実施し、文化意識の向上と交流人口の拡大を図る。	八代市	地域文化財等の保存・継承及びその振興に資するもので、その効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	太陽光発電システム等設置費補助金事業 地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等を設置する者に対し補助金を交付し、再生可能エネルギーの普及や利用を促進する。	八代市	再生可能エネルギーの普及促進と有効活用を図ることにより、温室効果ガスの排出量の削減等が期待でき、その効果は将来に及ぶものである。